

平成23年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成23年9月16日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
13番 稲井 隆伸	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
17番 原田 定信	18番 三浦 三一
19番 稲岡 正一	20番 吉川 精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
---------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 森本 哲生
政策監 藤井 正助	教育長 板野 正
総務部長 遠度 重雄	市民部長 井内 俊助
健康福祉部長 松永 恭二	産業経済部長 田村 豊
建設部長 坂東 博	教育次長 西村 賢司
総務部次長 出口 芳博	総務部次長 町田 寿人
市民部次長 石川 春義	健康福祉部次長 林 正二
産業経済部次長 天満 仁	建設部次長 新居 正和
吉野支所長 井上 邦宏	土成支所長 渋谷 一二
市場支所長 竹中 陽子	会計管理者 福原 和代
財政課長 坂東 重夫	水道課長 大川 広幸
農業委員会局長 森本 浩幸	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局主査 古 川 秀 樹

事務局主査 滑 田 三 美

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 85号 平成22年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 86号 平成22年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第 87号 平成22年度阿波市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 88号 平成22年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第 89号 平成22年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 90号 平成22年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 91号 平成22年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第 92号 平成22年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第 93号 平成22年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第 94号 平成22年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第 95号 平成22年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第13 議案第 96号 平成23年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について

日程第14 議案第 97号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第15 議案第 98号 平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2

号) について

日程第 16 議案第 99 号 平成 23 年度阿波市水道事業会計補正予算 (第 1 号) に
ついて

日程第 17 議案第 100 号 阿波市ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する
条例の一部改正について

日程第 18 議案第 101 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

日程第 19 議案第 102 号 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について

日程第 20 議案第 103 号 阿波市土柱休養村温泉の指定管理者の指定について

(質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（吉田 正君） ただいまの出席議員数は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、手元に配付をいたしましたとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（吉田 正君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回到引き続き行います。

まず初めに、17番原田定信君の一般質問を許可いたします。

原田定信君。

○17番（原田定信君） おはようございます。

朝一番の一般質問ということで、どうぞよろしく願いいたします。

ことは、特に3月11日の東北沖における大震災、またこの9月2日から4日までの間日本列島に居続けた台風12号、それらによってたくさんの被害をこうむりました。特に、もともと雨量が多いところでもあり、また水に非常に強い地域だったと思うんですけれども、要するに和歌山、奈良、いわゆる紀伊半島でございますけれども、100人にも及ぶ死者、行方不明の方が出ました。また、たくさんの家、またそれらの公共施設等も流出されております。被害に遭われた皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復活を心から祈念いたしたいと思っております。

今回の一般質問の中には、まず最初に阿波市における台風12号に関して、私どもの町のことをもう一度検証してみたいというふうに思います。そして、2点目には、新庁舎の位置と災害ということでございます。そして、3点目には、今避けては通れない民営化計画について、この3点について質問をさせていただきます。

きのうの代表質問、一般質問を聞いておりましても、理事者の方非常に丁寧にお答えいただきよんですけども、余り丁寧でなくてもいいんで、要点だけをしっかりとお答えください。聞きたいところの部分ちゅうんがちょびっとあって、あとは前と後ろが延々と続いてまして、質問するほうも聞くほうも疲れますので、その点、一生懸命勉強してるのはよく承知しています。よろしくどうぞお願いをいたします。

1点目の台風12号に関してでございます。

ちょうどその日のテレビ等を見ておりますっていうと、どの放送局からも、特にNHKからは、阿波市の645世帯に避難勧告というふうなテロップが絶えず流されておりました。きのうの徳島新聞見ますっていうと、645世帯1,830人の方に対して避難勧告がなされたというふうなことでございます。また、この経緯について、きのうの徳島新聞を拝見しますっていうと、県下各地の避難指示、勧告出た地域についての総括的な取りまとめが報道されております。本市においては、徳島市に次いでそれらの避難勧告についての市民の移動と申しますか、行動が非常に低かったということが記載されました。阿波市では、645世帯1,830人に勧告を出したが、避難したのは0.5%の3世帯10人に過ぎなかったというところでございます。その部分っていうのを一度検証していただきたいというふうに思います。それは、どのような経緯でこの避難勧告がなされたのか、その経緯についてまずお聞きをしたいと思います。

その後、避難率が100%だったのが、つるぎ町。つるぎ町に至っては、町職員が各戸を回って避難所まで高齢者を誘導し、避難勧告を出した49世帯74人全員が避難したというところでございます。

地域の特性、特徴はあろうかと思うんですけれども、少々対照的かなと。100%っていうことと0.5%ということでは、非常に対照的な部分が見られます。そのことについて、阿波市においては職員の皆さん方非常に頑張っていたいて、何日も泊まり込みいただいて、市民のそれらの安全・安心のためにもいろいろと陣頭に立ってやっていただいた。理解できるところでございますけれども、それらの、先ほど申し上げました645世帯にどのような形で通知をされたのか。と申しますのは、例えば報道だけだったのか、それともつるぎ町のように職員が各戸を回ってそれら呼びかけて回られたのか、どのようなアクションで阿波市においてはされたのか、その部分をまず聞きたいと申します。

そして、農業関係でございます。

本市においては、園芸を取り扱う農家については、また収穫前の米、それらについて多大な被害が発生しておるやに承っております。それらの数字について市の担当課としてどのようにそれらのことを承知しておるのか、統計的なものがとられておるのか、まず最初にそのことについてお聞きをしたいと思います。ご答弁ください。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） おはようございます。

それでは、原田議員の一般質問でございます。

台風12号に関しまして、まず1点目、農業経営に大きな被害をもたらしたと思うが、市のとらえる被害の数値はというふうなご質問でございますので、お答えをさせていただきたいと思います。

台風12号の影響による農産物の被害状況に関しましては、阿波市の防災対策本部、また農業振興課、農業委員会などへの被害の届け出はございませんでした。しかし、徳島県、また吉野川農業支援センター等が各農協などの情報をもとにまとめた数値がございますので、その数値を発表させていただきたいと思います。

それで、県下全体の農産物の被害推定額は1億3,000万円となっております。このうち、阿波市での主なものにつきましては、水稻につきましては、作付面積が1,700ヘクタールのうち倒伏などの被害を受けたものが85ヘクタールでございます。被害の推定額につきましては163万6,000円となっております。

続きまして、ナスについてでございます。ナスにつきましては、阿波市は県下有数の産地でありまして、作付面積が34ヘクタールございます。うち、果実のすれなどの被害を受けたものが全体の78%に当たる26.5ヘクタールございます。被害の推定額といたしまして4,393万2,000円ということになっております。これにつきましては、県内の被害面積50.1ヘクタールのうちの約53%に当たるということで、被害額全体では7,460万円のうち59%を占めるというふうな結果となっております。

続きまして、ブロッコリーにつきましては、作付面積が約12.5ヘクタールでございます。うち、冠水や苗の傷みなどで被害を受けたものが10ヘクタールでございます。被害推定額につきましては126万円という状況になっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） おはようございます。

原田議員のご質問にお答えさせていただきます。

645世帯に勧告発せられたが、どのように運用したかっていうようなことで、少々議員からは短くと言われましたが、長くなるかもしれませんが、お聞きいただきたいと思います。

災害対策基本法に基づきまして作成されました阿波市地域防災計画というのがございます。その中で、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命の保護、

その他災害の拡大防止のため、特にその必要が認められるときは、災害区域の居住者に対し災害の種類、規模等により、避難のための立ち退きを勧告し、または急を要すると認められるときは立ち退きを指示することとなっております。このため、阿波市地域防災計画では、洪水等土砂災害に対する避難勧告等の判断基準を設定し、その判断基準に基づき避難勧告等の発令を行っております。この阿波市の判断基準の中に、土砂災害警戒情報の発表が避難勧告を発令する基準となることが記載されております。

土砂災害警戒情報とは、大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となる都道府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発表する情報で、阿波市に対しては、旧町単位で発表されます。この土砂災害警戒情報につきましては、過去の災害データをもとに、土砂災害発生の基準である土壌雨量指数と1時間積算雨量及び今後の雨量予想から判断し、2時間以内に土砂災害発生の基準を超える予想をしたときに、都道府県と気象庁が共同で発表いたします。これらのことから、土砂災害警戒情報が発令された場合は、大雨による土砂災害の発生の危険度が高まっているということなので、市町村は、避難に対する時間を考慮しながら、避難勧告等の発令について検討しなければなりません。

今回の台風12号に関しましては、阿波市に対して大雨洪水警報が9月2日6時40分に発表されました。暴風警報は9月2日12時7分に発表されました。また、阿波市に発令された1回目の土砂災害警戒情報は、9月2日18時50分発表の徳島県土砂災害警戒情報第6号でした。この警戒情報の発令に伴い、19時に阿波市災害対策本部を設置しました。この土砂災害警戒情報に対して、気象庁が各市町村に提供しているシステムに防災情報提供システムというのがございます。各市町村は、このシステムを利用し、今回であれば、阿波町のどの部分が土砂災害警戒情報の第6号の発表対象となったかを調べることができます。このシステムを利用し、阿波町を絞り込んだ結果、第1回目の避難勧告は19字地区、73世帯208名でありました。第2回目の避難勧告の発令は、9月2日22時50分発表の土砂災害警戒情報第9号によるものでした。発表の対象となりましたのは、従前に発表のあった阿波町に加えて、市場町、土成町でした。さきの阿波町への発表と同様に、土砂災害警戒情報の発表対象を絞り込んだ結果、第2回目の避難勧告の追加対象となりましたのは、60字地区、572世帯1,622人となりました。それで、合計73地区、645世帯1,830人への勧告となりました。避難所として開設しましたのは、阿波町が林公民館、阿波農村環境改善センター、久勝公民館の3カ所、市場町がコミ

ユニティーセンター、大俣公民館の2カ所、土成町が土成コミュニティーセンターの1カ所の計6カ所です。自主避難者は、2世帯3名で、市場町コミュニティーセンターへの避難がありました。また、避難勧告による避難者は、自主避難者を除き、3世帯10人で、林公民館への避難でございました。

なお、阿波市における警報の解除は、暴風警報の解除が9月3日16時45分、洪水警報の解除が同じく9月3日19時10分、また土砂災害警戒情報解除と避難勧告解除は9月3日20時12分、そして大雨警報の解除は9月3日22時18分でした。それに伴い、災害対策本部も解除となりました。

土砂災害は、災害の進展スピードが極めて速く、エネルギーも大きいため、事後的に被害を避けることは困難であります。したがって、降雨予測に基づき土砂災害の発生を予測し、避難勧告等の方法で事前の避難を促して、人的な被害を避けることが必要であります。地盤条件や豪雨の詳細な情報入手の可能性は高まっているものの、現況の技術では、各地区の土砂災害を事前に正確に予測できないと言われております。したがって、避難勧告を出しても、実際には災害が起こらないという空振りが発生する可能性があります。空振りを続ければ、情報の信頼性が低下し、情報を受け取っても住民が避難しないというオオカミ少年的な効果が懸念されております。一方、避難勧告の基準を緩和すれば、避難勧告がないまま災害が発生するという見逃しが起こり、人的被害が大きくなる危険性もあります。

避難勧告等の発令に際しては、以上のジレンマが常につきまってくるわけですが、今後とも、今回行ったように、事前に徳島气象台が防災機関等に対し開催する事前説明会に職員を派遣したり、台風対策に生かすことや、台風襲来時につきましても、徳島气象台や徳島県防災課と市が緊密に連携することにより、市民の安全・安心のため防災対策を取り組んでまいりたいと考えております。

それと、もう一点です。避難勧告の対象64世帯に対して、避難したけども、実際の避難が3世帯10人で、余りにも少ないんじゃないかということに関しましてどのような周知を図ったかということですが、あと原因につきましてですが、先ほど避難勧告が出ました際には、ACNによって音声告知による放送によりまして周知を図りました。それと同時に、マスコミ各社にもファクスを送りまして情報を流しましております。それで周知を図りました。避難勧告した割には、実際に避難者が少ないということを言われましたが、それについてちょっと考えてみましたところ、よそで100%のところがありま

すので、これが十二分な理由になるかどうかはわかりませんが、非常に夜遅かったということ、また風雨が強いこと、そういうことがあります。それで、事前にも常日ごろ状況を考えていただいて、危ないと判断する場合は、家にいるほうがましであるというふうな場合もありますので、その辺自主的に判断してくださいよと。今回も、避難する途中で高齢者の方が流されて、最悪の事態になってるっていうようなこともあります。そういうこともありますので、うちらでも、その場に応じて判断していただけるように注意促しをしております。そういうことで、市民の方が自宅にいると判断された結果とも考えられます。

それと、過去に市内では大きな土砂災害がなかったということもあります。避難地区をACNで流した際に電話で問い合わせ等もありまして、それでよく聞いていただいて、そういう避難しないで済んでる方もおりました。議員も言われましたけど、15日の新聞では、やっぱり避難勧告の意味を理解せずについていか、避難勧告っていうことの意味合いがよく理解できなかった場合、そういうこともあるのかなというぐあいに考えております。

やはり、旧町単位でありましたし、指定する地域が広がった、そういうこともありまして、対象範囲が広がったのも実際に避難していただく方が少なかったのかなというぐあいにも思っておりますので、そういうことで避難勧告っていう意味合いも、これからまた周知していたかければならないのかなと、このように考えております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（吉田 正君） 原田定信君。

○17番（原田定信君） 総務部長のほうからは、今回の台風12号に関しての説明をいただきました。

1点言いそびれてるのか、言い忘れたのか、当然だと思われてるかもわからんですけども、避難勧告っていうのは、これは市長が出すもんですよね、そうですね。だから、いろいろ出た出たと言いきるけれども、市長のほうから出たというふうなことの形はやっぱり入れていただかなければ、どこから発生、当然市長なんは理解するところですけども、それらは市長のほうから出されたというふうなことをよく市民の方にも認識をしていただきたいなというふうに思うんです。

それと、先ほど総務部長言われたように、確かに非常に645世帯1,830人に対しての避難勧告はあったけれども、確かに被害はほとんどなかった。これは、非常に幸せな

ことではあるんですけども、やはりそうした中でもっとしっかりしたそれぞれの地域、それぞれの一個一個の情報ちゅうのをしっかり把握しとくべきでないか。

自主防災組織の云々っていうこともあるでしょうけれども、なかなかそれが100%機能するっていうことも当然私はないというふうに思います。となれば、ひとり暮らしの方、独居老人、また高齢者のご家庭、そこらにはこういうふうな非常に不安に駆られた中で台風の通過、頭上を過ぎるのを待たれておる環境と思うんですけども、速やかにやはり市のほうから一声、いかがですか、問題ありませんかっていうぐらいの電話をしてあげるぐらいの連絡網っていいですか、それは必要であるのではないかなど。確かに、今舗装が連なるから行けるものの、ちょっと山合いの深いところへ入りますという、例えば停電したり、樹木がなぎ倒されたものが線を遮断したりして、当然それが届かないちゅう部分もあるし、そこらの部分をよく承知した上で、今後この課題として、そういうふうなところをどういうふうにするのか、その点のお答えをいただきたいというふうに思います。

それと、避難場所、ご指示されましたけれども、その避難場所にありますところの物資、また食料等が十分に2日間、3日間ぐらいの備蓄がされておるのかどうかというふうなこともあわせてお聞きしたいと思います。そのことについても、前段他の議員からの質問も過去にはございましたけれども、もう一度検証をさせていただきたいというふうに思います。その2点お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 原田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、高齢者の方に対して、市から電話等の連絡、確認、そういう体制できないかっていうお話でございました。

それで、今地域防災計画っていうものの見直しも図っている中で、関係課と協議して、そういうことを考えていきたい、できるだけ範囲でどうすればいいのか、高齢者の方々に対する体制っていうものを見直しできるように検討してみたいと思います。

それと、避難物資等の備えは十分なのかっていうことでご質問ですので、お答えさせていただきます。

地震等に対する災害時に住居の被害等による避難所への避難者や在宅避難者において生活を維持していくために必要な物資が被害を受け、物資の確保が困難になることが予想されます。このような場合でありましても、基本的な生活物資は確保されなければなりません。

ん。このため、特に飲料水、食料等の応急物資の供給を積極的に行うとともに、生活に必要な情報につきましても、適宜提供する必要があると思います。

現在、阿波市地域防災計画に記載されております想定避難者数は約6,200人であり、飲料水の備蓄目標は、想定避難者約6,200人に対し、目標数量を1,400人の3日分としており、計算をしてみますと、1,400人の1人3リットルの3日分としますと、1万2,600リットルというぐあいになります。これを250ミリリットルのジュースの缶で換算してみますと5万400本というぐあいになるわけです。これに対しまして、現在阿波市において、協定等を含め、確保しております備蓄品の状況ですが、まず飲料水につきましては、市内に17カ所に災害用自販機が設置されております。この自販機は、設置者の四国コカ・コーラボトリング社と平成18年度に災害時における救援物資提供に関する協定書を締結し、災害時に給水が必要な場合には、自販機内から必要な本数を受取るという内容になっております。その確保本数は、常時400本程度自販機内に確保してもらっております。また、これを補完するため、処理能力が1時間当たり800リットルの浄水器を1基保有してありまして、市内の必要な箇所へ軽トラック等で運搬し、プール等の水を浄化し、災害時の生活用水等で利用することとしております。また、これに加えて、県とコカ・コーラボトリング社と協定を結んでおります。この協定により、阿波市へは、近隣では同社徳島支店石井営業所から、有償により飲料水の配達を受けることができるようになっております。

また、水道課におきましては、給水パック、阿波市と吉野川市で確保分を含めまして、10リットルパック200枚、20リットルパック300枚、6リットルパック600枚、計1,100枚確保してありまして、拠点給水方式や被害が僅少の場合は、運搬給水方式で対応することとしております。

食料につきましては、大変残念なんですけど、乾パン、現在のところ288缶を確保しております。市単独で食料の確保は困難と認められる場合には、県に対して食料の供給を要請することもできます。

また、毛布につきましては354枚、寝袋3個、敷きマットは150枚、トイレ用収納袋は500枚、発電機は11台、投光器9台、6人乗りゴムボートは5艘、ライフジャケット52枚、ヘッドライトは69台、かまどは、約100合炊きのものが2セット、テントは35張りを備蓄しております。

また、今年度の広報あわ5月号でも、市民の皆様にも3日間生活できる備蓄っていうも

のを自発的に呼びかけもしています。

また、市内広範囲の災害により、避難場所等への移動が困難な地区や、今回の東日本大震災に見られますように、避難せずに自宅周辺で共同生活する方のためには、自主防災組織にかまどや簡易浄水器、毛布等、必要なものの一部を市から自主防災組織への資機材貸与物表の中から選んでいただき、その地区の実情に合ったものを配備してもらっております。

なお、物資によりましては、まだまだ不足するものがございます。現在、防災マニュアルの見直しを行っており、その中で震災等の場合には、市民の主な避難所となり、避難生活に直結する学校に主眼を置き、最重点課題ととらえ、教育委員会、各学校と協議を行い、学校防災マニュアルの作成または更新作業とあわせ、避難所運営マニュアル案の充実を行い、震災時等における行政機能が麻痺した中、避難所となった学校が少しでも円滑な避難所運営ができるよう取り組むとともに、備蓄品につきましても、配置場所について学校当局と協議を行っており、備品の内訳等の協議も合わせて行った上で、できるものから新年度予算に盛り込み、また業者との協定により、できるだけ調達できるよう努めてまいりたいと思っております。

また、災害時には、自助、共助、公助のうち最も重要な部分であります自助、共助が十分機能するために、自主防災組織の結成や活動等を補助し、昨年も実施しました総合訓練のような地域と一体となった防災訓練を毎年実施し、市民の安全・安心のための防災対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 原田定信君。

○17番（原田定信君） 行政の最大の目標っていいですか、あくまでもそれは生命、財産を守り、福祉の向上を図るということが、これは私のほうから皆様方に申し上げるより、十分ご承知いただいておりますことではないかというふうには思うんです。やはりそれらのことについて、今回の12号台風、それらについて不備的なもの、そしてまたいろいろ前段申し上げたように、長く居座ったものですから、それらのことについて、最後に市長のほうから市としての反省点があるのか、それともこのあたりをもっと強化せないかんもんがあるのか、そのことについての市長に最後にその点の市長のお考え方をお聞きしたいと思うんです。

それと、先ほど農業関係の被害のことについて、田村部長のほうより話をされました。

ただ、今出された被害額っていうのは、ナスが非常に被害額が大きかったけれども、まあまあ不幸中の幸いかなっていう部分もなきにしもあらずでございますけれども、ただ目に見えないところで、例えば白菜とかキャベツ、秋冬野菜の植えつけが終わってるところが、これがすべて流出してしまった、水害によって。復活しないだろうっていうことを言われております。農家の方については、それを植え直す。植え直すにも種がないとか、そういうような、今さら間に合わないとか、この状態であっても、できるだけ手間かけてみて、育つかどうか見守らな仕方がないっていうふうなことおっしゃってる農家さんもたくさんありますよ。そういうような現況を受けて、例えばそれぞれが被害こうむつとるわけですけども、被害農家に対しての補助金というより、アシストできるような、例えば借入資金的なもので、市のほうが保証して、一時的にしのげれるような制度的な融資制度があるのかどうか、そのような部分っていうのを部長のほうで承知しておる部分があったら、お伺いしたいと思います。

以上の部長並びに市長のほうからご回答をいただきたいと思います。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 原田議員の再問にお答えをさせていただきたいと思いません。

今回の12号台風に伴います農作物の被害に対しましての市としての保証とか融資の制度についてというふうなことでございます。

今回の台風に対する農作物の被害に対しまして、今のところ市としての保証とか融資の制度についてはないというふうなことが現状でございます。

それで、県についてどんなんですかっていうふうなことで、県にも照会をしたんですけども、県についても、以前大きな台風のときに融資に対する利子補給制度を行ったことがあるが、今回については実施しないというふうなことでお答えもいただきました。

それで、農家の方、非常に大きな被害を受けたわけなんですけれども、農作物の被害について、農家の方については、補償というふうなことについては、今農業の共済組合というふうな制度もありますので、この制度につきましても、お米とか果樹、一部畑作も対象となります、また園芸施設等も対象になっておりますので、共済組合の制度に加入をいただくというふうなことで、大きな農業の災害に備えていただくというふうなことをお願いをしたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 原田議員からの再々問で、台風12号関係に関して行政の役目というのは、市民の生命、財産を守るのが一番の目的ではなかろうかというお話がございました。まさにそのとおりだと思います。

今回、特に私どもが反省しなきゃいかんのは、長時間にわたりまして台風がなかなか動いてくれなかったというようなことから非常に心配されたわけなんですけど、そうした中で、避難勧告を出しました。ところが、実際の勧告したんですけど、避難した人はわずか0.5%。そのあたりが何が原因だったのかと、随分と対策本部の中でも、時間の合間合間を見て反省、あるいは皆で議論を重ねておりました。行き着くところ一番の問題点は、やはり県あるいは気象庁から警報出てくるわけなんですけど、徳島県下では、私どものもとに連絡があったのが、たしか県下6番目ですか。1番に発表したのが阿波市だった。特に、テレビ等々でテロップで流していただきました。その範囲が非常に旧町単位の絡みがありました。ところが、今の警戒の勧告については、最小単位で見ても5キロ範囲で、とにかく警戒警報の指示が流れてくるというようなところが一番の盲点だったんじゃないかなと私考えます。特に、例えば私のこのいう部落の場合、50戸余りあるわけですが、テロップで流れたのは、阿波市阿波町善地なんです。ところが、50戸ありながら、本当に地形を見ても、あるいは土砂災害の危険区域というのが、恐らく対象の戸数が4戸から5戸ぐらい。そのあたりをこれから土砂災害の指定されてる戸数、それと精査しなきゃいかんかな。議員がご指摘されましたように、精査された中で、本当に独居老人の方、あるいは障害のある方に電話、あるいは個々の連絡をきちっとやっていく。市の職員、あるいは地域の防災の方に必ず手を引き、しっかりと避難所まで誘導していく、そのあたりの非常に細かい対応が求められてくるんじゃないかな。恐らく、国、県に5キロのメッシュを本当に個別個別に指示してくれと、これは不可能に近いと思っています。そんなところで、これから先、きめ細かい対応はしていきたいなと思っています。

もう一点、土砂災害の防止法という法律があるんですけど、これが2つ工夫されてます。1つは、土砂災害の警戒区域、俗に言われるイエローゾーンですか。それから、もう一つは特別警戒区域、レッドゾーン、これ阿波市にも日開谷とか、伊沢谷とかあります。これは、非常に危ない地域。特に、この地域については、本当に戸別戸別の世帯を精査しながら、私どもで地域とともに対応していく。特に、さっきも言いましたように、独居老人の方、あるいは障害のある方につきましては、登録して、地域の、1人じゃなくて、複数の

2人、3人、4人の方が必ずそこに駆けつけていただく、地域防災の方も含めてです。そんなようなきめ細かい対応をやっていかざるを得ないのかなと考えております。

もっともっといろいろと話したいこともあるわけですが、このあたりで答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（吉田 正君） 原田定信君。

○17番（原田定信君） 最後に、総括して市長のほうからもご答弁をいただきました。

やはり災害に強い町ということで、いろんな小さな問題から取り組んでいただいて、最終目的であります、生命、財産、そしてまた福祉の向上を図るという行政の抜本理念につきましてそのまま遂行していただきたいというふうに思っております。

1点目の質問につきましては終わりとして、2点目、新庁舎位置と災害についてということでご質問をさせていただこうと思います。

きのう、吉川議員の代表質問の中で、うっすらとですけども、新庁舎の構想みたいなものが見えてきました。これから、それらに向かって動くのかなというふうに思いますけれども、私自身は大きな不満を実は感じております。鉄筋3階建てっていうふうな総務部長からのお話ございました。そうした中で、今日までの経緯見たときに、建設協会ですか、皆さん盛んに運動せられて、5,000人、6,000人余りの陳情をせられて、地元業者が仕事ができるような、地元の経済が潤うような木造での建築をぜひ模索していただきたいっていうふうな話があったけれども、まさにもろくも崩れ去ったかなというふうな感じをいたしております。内装はするんだって言われるかもわからんけど、内装はもちろん木造ですよ、こんなもん最初から。建屋自体を木造をっていうような形が建設協会の皆さん方の私は大きなお願いであったし、今の経済考えたときに、町に仕事をいただきたいっていうふうな形の運動を1年余り、大方2年、3年に運動を展開されたわけですけども、きのうの総務部長の答弁聞かれて、地元の建設業に携わるそれぞれの個人の方、どのように判断しているのか、その判断に私はゆだねたいというふうには思います。このことについては、私から質問では出してございませんので、ご答弁いただかなくても結構でございます。また、委員会の中でしっかり聞かせていただこうというふうに思います。

それと、1つ、先ほど市長のお答えの中からもイエローゾーン、レッドゾーンというふうな形が出ました。さきに庁舎の建設委員会開いていただいたんですけども、庁舎建設のその位置にイエローラインが入っておる。それについて、庁内でも協議されたんでない

かというふうには思うんですけども、それをどのように今回の設計に生かしていくのかというふうなことをまず私はお聞きしたいと思います。と申しますのも、最初に強くお断りを申し上げておきますけれども、どのようなことがあっても私は庁舎の建設に賛成でございまして、どのようなことがあっても建設するのは反対でございまして、やはり必要な建物であるかわからないけれども、時代を反映した、市民のコンセンサスが得られる、そして安全で皆が集える、学べる、ましてその上に身の丈に合った、阿波市の殿堂です、庁舎をぜひ私はつくっていただきたいなというふうに思っています。

今から、あの庁舎の位置を、前段話出ておりますように、合併特例債を運用してつくるのであるならば、今さら建設場所をほかに移せというふうなことを申し上げるつもりは、私はさらさらございません。何かと言いますと、これを位置を変えて、この庁舎が何ぼ1年間合併特例債期限が延伸が図れたとしても、私は難しいというふうなことの認識はございます。ならば、そういったようなイエローラインが引かれた部分に携わることも含めて、それをどのように設計、建築に生かして、市民の方に安心・安全なんですよというふうなことがアピールできるのか、そのことをよく理事者の方に回答を求めたいというふうに思います。

先ほど、市長からも話し出しましたがけれども、伊沢谷水系ですね、それとまた日開谷水系、ここら辺については県から防災マップが発行されてますよ。この地域が土石流の発生箇所ですよというふうなところが、市長もおっしゃられた、レッドライン、イエローラインという形で示されておって、その防災マップの中にも、この地域に住んでおるところの避難の場所、避難経路っていうものがそのマップには記されて、各戸に配布されておる。柿木谷水系ですよ、今庁舎を建設しておる水系っていうのは。白鳥荘からおりてきた、この水系の西になるんですけども、そこらについての防災マップはまだ出てはおりませんけれども、県に問い合わせると、その作業はすべて終わってるようでございます。それから見たときに、左臨んだときに峰が見える石ヶ谷、そこが土石流の発生箇所だっていう認識が、地図上とはいえ、示されておる。それ確かに、地元の人にしてみれば、石ころ一つ過去に転げてきたことがありませんということは私は重々承知してますし、そうだというふうにも、私も思います。しかし、それが、地図上とはいえ、示された以上は、それに対しての対策をこうむっていく、そしてまたそれに対しての積極的な議論がなされるのが私は議会であるし、そのときに議会活動に携わっておった一人として、この問題をそのまま見過ごして、異議なしというわけにはいかない。どのようにこれを建設に反映するかとい

うふうなことが一番肝心な、議会として、行政としての、私は作業でないかというふうなことを強く認識をしております。それらについて、それらの状況っていうのは承知されておると思うんですけれども、それらを設計及び建築にどのように反映させていくおつもりなのか。

先ほど申し上げたように、避難勧告、避難指示ちゅうのは、市長が行うんですよ、基本的に。その市長が建てられた場所に最悪庁舎が仮にあったとしたら、庁舎にいてる人は危険地域です、直ちに避難しなさいなんて、こんな言えるわけがないですよ。だから、その部分をイエローラインから外すためにも、やはり庁舎の建設場所ちゅうのは、これは考えなければ、私はあり得ない。そして、この議論をなくして、行わずして、庁舎の建設への着手はできないというふうな私は認識をしております。当然、理解するところは十分理解しておきますし、前段申し上げたように、どのようなことがあっても庁舎はやっていただきたいけれども、何が何でもやるんだっていう部分については大反対ですし、その部分のところを自分自身でも葛藤しとる部分もございます。そのことについて、担当課のお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 原田議員のご質問で、庁舎の建設位置の一部が土石流の発生箇所という指定を受けているが、そのことを設計にどのように生かすかというご質問にお答えさせていただきます。

状況としましては、新庁舎建設予定地の北西部にある溪流を県が平成22年度に土砂災害防止法に基づく基礎調査をした結果、当該建設予定地の北側の一部が土砂災害警戒区域の予定区域の末端部にかかることがわかりました。基礎調査の調査概要によりますと、想定される流域面積は0.02平方キロメートル、つまり2万平方メートルですが、想定される土石流量は445立方メートルとされております。また、流出する土石流の想定範囲としましては、想定土石流量が445立方メートルでありながら、最低規定値である1,000立方メートルを基礎とし、同流域に設置されている治山ダムの効果量240立方メートルを差し引いた残り760立方メートルをもとに算出され、石ヶ谷の中心線から30度角の扇状に広がる末端部が建設予定地北側にかかっているという状況でございます。

また、想定されている土石流の流下幅、高さ及び流速は、その扇状の範囲のうちで幅6メートル、高さ20から30センチ、流速は毎秒1.19メートルから0.7メートル、時速に直せば約4.3キロメートルで、人が歩くくらいの速さと予想されております。

ここで、改めて新庁舎建設予定地及びその周辺における地形の形状を説明させていただきますと、この地は、東側に柿ノ木谷川、つまり金清温泉へと続く市道沿いの谷、それと北側には大規模農道と並行して走る金清谷川により阿讃山脈とは分断された孤立した地形を有しております。また、周辺の山合いの溪流は、どれも幾つもの小池を抱えているという状況、現地は、過去から現在においても、土砂流出の形跡は見受けられないという状況から見ましても、土砂災害の発生の可能性は非常に低いと考えております。

しかしながら、去る7月19日に開催しました庁舎建設特別委員会においてご説明しましたとおり、庁舎建設予定地周辺における土石流の発生の可能性は非常に低いと考えられるが、なお一層の安全性を期すため、次のとおり対策を講じます。土砂災害防止法にかかわる基礎調査マニュアルによりますと、幅5メートル以上、または深さ5メートル以上の川もしくは堀を設置すれば、土石流が明らかに到達しない土地と認められております。このことから、庁舎建設敷地内において必要とされている調整池の機能の一部を移し、庁舎建設予定地内の北側において影響があるとされる範囲の区間にマニュアルに沿った形で調整池を設置し、防災池としての役割をあわせ持つことにより、まさかの場合の土石流の侵入を完全に遮断でき、土石流が到達しない土地、つまり警戒区域外として、安全性が確保できると考えております。

あと、幅5メートル以上または深さ5メートル以上の考え方や具体的な調整池の規模につきましては、現在県と協議中ではありますが、設置する調整池の規模の状況によりましては、費用対効果、施設管理上の安全対策等総合的に判断し、警戒区域の設定はなされるものの、安全性が確保できる必要最小規模の調整池の設置にとどめるという方策も一つの考えとして考慮していきたいとの考えのもと、幅5メートル以上または深さ5メートル以上の考え方、具体的な調整池の規模等について、県と協議を重ねてまいりました。その結果、県の最終的な見解としましては、全国の状況を調査した結果、基礎調査マニュアルにある幅5メートル以上、深さ5メートル以上の河川等か同等規模の盛り土構造物等がなければ、土石流が明らかに到達しない土地、つまり警戒区域外として認定することはできないとともに、土砂災害警戒区域の設定に当たっては、擁護壁等の工作物の規模やその安全性の検証等によらず、過去の災害データや地形条件のみによって設定するとの回答を受けております。しかし、この土砂災害警戒区域は、法的に厳しい土砂災害特別警戒区域とは違い、土砂災害のおそれはあるものの、建築及び構造物に対する規制行為はない区域とされております。

市としましては、これまでの県との協議内容及び県の最終的な見解を受け、費用対効果、施設管理上の安全対策及び景観への配慮等々総合的に判断しながら、さきに説明いたしました県の基礎調査の調査概要にある想定土石流量760立方メートルに対応できる程度の調整池を設置したいと考えておりますが、土石流対策の考え方や具体的な実施案の詳細部分につきましては、今議会中に開催が予定されております庁舎建設特別委員会の中で説明したいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

あと、庁舎の位置、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに指定される予定ということで、一般的なことを申し上げますと、この地域には何がしかの土砂が押し寄せ、屋外にいる方には危険を及ぼす可能性はあります。一方で、この地域は木造住宅を倒壊させる力が加わったり、各種の制限がかけられる土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定されているわけではありませんので、土石流が到達する可能性はあるものの、建物を崩壊する力は作用しない区域っていうことを最後に申し上げておきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 森本副市長。

○副市長（森本哲生君） 若干補足させていただきます。

先ほどの原田議員のご発言の中で、例えば庁舎の中に市民の方がいらっしゃるとして、避難勧告が発令されたとしたら、庁舎の中から出て避難する必要があるんじゃないかと、そういうふうなご趣旨として私自身は受けとめたんですが、仮にそういうご発言だとしたらということで、補足説明させていただきます。

確かに、土砂警戒情報が発令されまして、それを受けて市長が判断いたしまして、避難勧告をする場合がございます。今回も、台風12号の場合は、そういうことでもございました。一方、避難勧告する前段といたしまして、土砂警戒区域が設定されている場合には、事前に避難路とか等々定める必要があるわけですが、その前にそもそも新庁舎につきましては、先ほど総務部長からのご説明いたしましたように、まず万一土石流が発生したとしても、庁舎の敷地の中には入らないようなダムなりの構造物をまず設けると。そのことをもって警戒区域の対象外とすることはできないというのは県の最終判断でございますけれども、つまりは警戒区域、イエローゾーンとしては残るわけですが、万々が一発生したとしても、庁舎の敷地内には入らない断面の構造物をつくるというのがまず大前提でございます。

それからもう一つ、警戒区域の中に仮に構造物を万々が一越えたとして、入ってきたと

しても、そもそも30センチ程度の土石流、これは工作物、木造物等をももちろん破壊するような作用はしないと、こういうことははっきりうたわれております。ですから、庁舎の付近まで仮に土石流が来たとしても、庁舎の中に入ることはない。つまり、庁舎の中にいらっしゃるっていう方は、二重三重の意味で安全であると。ですから、むしろ近くに仮に避難されようという方がいらっしゃるとして、あるいは庁舎の中にいらっしゃる人を含めてですけれども、庁舎の中にいらっしゃるといことは、当然のことながら安全であって、中にいらっしゃる方に対してどっかに避難しなさいと、こういう話には到底至らないものと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 正君） 原田定信君。

○17番（原田定信君） 市として、ここまでやってるから安全・安心ですというふうなお話をいただきました。今、副市長までわざわざ、私のした極端な部分をとらえての副市長としての見解述べられたっていうふうには思うんですけども、今の総務部長の答弁、そしてまた副市長のいただいたご答弁で、議会も含めて、市民の方がそれでご納得されるかどうかというふうな、ただそれだけの問題なんです。ただ、今回のこの震災、例えば前段私申し上げましたけれども、紀伊半島っていうのはもともと雨量が本当に多いところであって、特に和歌山、奈良県については、それなりの対策はできておったけれども、やはり自然の猛威には、見ておった人のいわく、まさに山が動いたというばかりの災害で、あのような大きな被害こうむったわけです。

きのう、おとといですか、晩に「NHKスペシャル」見ておりましたときに、これだってやはり岩手県ですかね、高さ10メートル、長さが2キロに及ぶ防潮堤をしておる。これは絶対に市民は安全だと思ってるんですよ、これを越えるはずは絶対はないと思って。逆に、それがブラインドになってしまって、海の水がどのように上がってきよるか、津波が押し寄せてきよるか、全然わからずして、見えたときには、一緒に車ごと、体ごと全部流されて、大きな犠牲に遭われたというふうなこと、これらはまさに私はいわば想定外と思うんです。

想定外っていうことを申し上げますという、今総務部長が答えられたこと、副市長が答えられたことも含めて、もしも想定外のことが発生したということになれば、幸か不幸か、そういったイエローラインが引かれたことに対してのことを考えてみれば、もしも阿波市の長い歴史の中で、中央構造線動くこともないでしょう。あそこらが大きく崩落し

て、大きくあのあたりの地形が変わったということになれば、極端に申し上げてですよ、それは私は想定外じゃない、想定内じゃったはずやっていうようなことなんですよ、やっぱり。だから、それに対してのやはり市民の方がご理解、ご納得いただけるような、だからイエローラインっていうのは、絶対にこれは副市長消えませんよ。消えるわけがないんです。消すことは、一点、あのおりてきたところから柿ノ木谷に対して1本川をつけたら消えるっちゅうんですね、県の担当課に言わせたら。だから、どのような調整池、防災池をつくろうと、このイエローラインは実は消えないんですよ。これは、当然だと思います。私は、行政に携わっとる人が、自分の責任の範囲内をキープするためにも、これは避けられない、下がれない部分だと。ちなみに、砂防堰堤を上は何ぼつくったって、こんなん一緒のことですよ。これ何ぼ石ヶ谷に砂防堰堤2つ3つつくったところで、これのイエローラインは消えない。唯一消えるのであるならば、あれから柿ノ木谷に川を流して、そん中に入るんだっていうようなことになれば消えるということなん。こんなんは、道理的にできるはずもないわけですから、そういうことも踏まえながら、私はしっかりとこの現実を克服していただきたい。それがために、市の市長以下皆さん方の英知を結集して、ああそれなら安心じゃ、どうなと言われるような庁舎を私は考えももらいたいなど。

設計的には、だから庁舎を南に持ってくるとか、少なくともイエローラインにかかるようなところに建てるべきじゃないですよ、これはどうなっても。イエローラインに少しでもかかる場所に庁舎が建てられたとなれば、想定内の被害になりますよ、それは。だから、想定外と言うならば、県がそこらを十二分に承知した上でつくった防災マップ、それからはるかに離れたところにこうこうやるので問題ないと思うたということになれば、私は想定外だと思うんですけれども、今の状態から考えていくなれば、やはり防災池の幾ら大きいものをつくっても同じだと言うんですか。北の山見ても低いから、確かにそれはあの何が全部が平地になるや、押し寄せてくるっちゅうこともないでしょう、それは。だけど、一言申し上げたいのは、そういうふうなラインが引かれた以上、まして今年度は東北にしる紀伊半島にしる、こういうふうな大きな災害が相次いで発生しておるときに、今新たな阿波市の牙城をつくろうとしとるときに、やはりそういうようなものが出されたとなれば、その問題発生防止のために最大限の努力を図る、そしてまたそれを市民に周知する責任も当然私はあると思いますよ、これは。何も言わんと、そのまま見過ごせないから、私はあえて、志政クラブ、非常にうちの会派、森本議員と木村議員と私と3人の非常に少ない会派ではありますがけれども、この問題については非常に注視をしておりますし、

それなりに一生懸命勉強してきたつもりであります。ただ、前段申し上げたように、庁舎の建設に足を引っ張るつもりはさらさらないけれども、このことについてはしっかりと検証しながら、庁舎の建設に向かって私は進んでいただきたい、なおこのことについても、ぜひ前向きに。我々が当然聞かせていただいた、ああそこまでしとりゃあ安心だわなというふうな。調整池や防災池つくったって、私はそんなに安心だとは思いませんよ、それは。これは、あくまでもこっちのここへ持ってきて穴掘るだけのことですからね、大自然ちゅうのはそんなもんじゃないですよ。だから、そういうふうなことも含めて、いろんな意味で市民が安心して、夢を持って見守れるような、私は庁舎の建設に進んでいただきたいというふうに思いますので、最後に市長のほうから基本的なお考え方お聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 原田議員からは、古田地区の庁舎建設に何も言わずに云々、あるいは検証しながら建設してほしい、なかなか理解しにくい部分もあります。

そうした中で、言葉としては、議会として議論せず見過ごすわけにはいかない、これが1点、もう一点は、何が何でも建設することについても反対、この2つの言葉、本当に重く受けとめます。本当に議会で議論をせずに、ここまで動いてきたんでしょうか。先般の議会でも、森本議員、随分勉強をされて、議会で議論され、庁舎特別委員会でも随分と議論をされてます。議会で議論せず、見過ごすわけにはいかない、非常に重い言葉だと私思います。当然、私ども、市民のための庁舎のために一生懸命やってる。理事者側と議会、あるいは市民が、本当に三者一体になって、阿波市のため、市民のためにすばらしい庁舎、あるいは交流防災施設を建設するのが我々の使命じゃないかと思います。

古田地区に決めた原点、再度私も振り返ってみたいと思います。

遠度総務部長のほうから、地形についてもお話がありました。私も、25回ほど、あの候補地を決めるに当たって現地本当に歩いてみました。うん、この古田の地区というところは、さすが弘法大師が切幡寺を建てたところであるな、まずそれが1点。その次には、伊沢谷、日開谷、宮川内谷、大久保谷、これは徳島と香川の県境から流れてる、本当に阿波市にとっては大河。今の建設予定地の古田の川、柿ノ木谷、鶯谷、本当に源流に近いところに古田というのはあります。当然、とてつもない、想像を絶するような大豪雨があっても、源流に近いがだけに、むしろ安全じゃないかな。下流になるほど、流域の水をいっぱい抱えたもので大洪水に遭う、そんなところも配慮してます。

もう一点、あの古田の山、本当に阿讃から見ると、離れ小島じゃないかな。裏には、金清の池、大規模農道、それから南へ、完全に阿讃山脈と分断されてる。そのあたりもじっくりと観察しながら、本当に熟慮に熟慮を重ねて、あの場を選んだ。あの地には、過去には廃棄物の処理場等々の建設等も話があったとも聞きます。庁舎は、そういうものじゃないです。たとえイエローゾーンに指定されたとしても、むしろ市長としての避難勧告は、防災施設、庁舎に来てください、地域の方、安全・安心ですと、私は責任持って言えるような庁舎と施設にしたいと考えてます。総務部長あるいは副市長も言ってました。県との交渉、ヒアリングの中で、20センチ、30センチの本当に大豪雨があれば、水は来るかもわかりません。土砂も来るかもしれません。立ってる人は、危険性があります。しかし、イエローゾーン内の建築基準法で言われる木造の家の中でおれば、人に被害は恐らくないんじゃないかな、そういう地域です。ましてや、今回は、きのうも答弁いたしておりますけれども、3階建ての鉄筋コンクリートの家であります。しかもその上には、きちっと上から来る水をしっかり受けとめる、側溝も調整池も設けます。二重、三重、四重に、しっかりと市民が安心できるような庁舎と防災施設を建設していきたい。ただ、議員が言われるように、何が何でも建設するという意味ではありません。当然、議会と市民の方のしっかりしたご意見をいただきながら建設していきたい。

せつかくの合併特例債の話、今回の議会でも随分と議論されています。本当に日がありません。本来なら、庁舎は7年、8年かかります。始まってから、どのぐらいになりますか。焦ってはいけない。しかし、市民が本当に心から喜んでもらえるような庁舎とその他の附帯施設をしっかりとやっていかないといけない。当然、議会の皆さんの議論を先に見過ごすような議会であってはならないと思いますので、心からご理解とご協力、切に切にお願いいたしたいと思います。特に、原田議員、よろしくご理解願いたいと思います。終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 正君) 暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時22分 再開

○議長(吉田 正君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

土石流の件については、また庁舎特別委員会、いろいろ20日にあります。そのときに検討をさせていただいて、なおかつ削除する面がありましたら、原田議員と相談をし、削

除するところは削除するようになるかも知れませんが、今回は休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（吉田 正君） 原田定信君。

○17番（原田定信君） そのとおりだと思います。まさに、私は、削除するような要件、一点たりともございません。ただ、申し上げるのは、見解の相違部分があるんですよ、やっぱり。私の申し上げてる議論がなかったっていうのは、今だれか申し出ておりましたけれども、この土石流対策についての議論が十分されなかっていうことを私は申し上げとんです。あくまでも、私は、今まで進んできておる中で、確かに多くの議論をして、庁舎の問題ちゅうのは進んできました。これは事実です。こんなもん、もちろんやってることです。ただ、これが事ここに至って、6月議会の前になって初めて、県の防災マップの中にイエローラインが引かれたということじゃないですか、あったということじゃないですか。それを気がついて、あえてそれは議論なくして、議会の私は資質は全然疑われると思う、これを議論しなくしてです。だから、その部分においては、委員会は、我々の会派からの強い要請があつて、委員長お受けいただいて、確かに庁舎建設委員会は開きましたけれども、ただそこらの部分のご答弁いただいた市長とも若干の見解の相違がある。だけど、それはそれで、私の質問をよく聞いてもらって、部分だけとってかっかかっか怒らんと。だから、そのようなマイナス要素が出たときには、皆で力を合わせて、それをプラスに移行するようないい情報なりを得て、それを、ああそれなら大丈夫じゃな、問題ないわなというふうな部分の議論に発展さすべく問題をとらえてくださいというふうなことだけであつて、言いよる端々その部分だけをつかんで言われるのは、いかがなものかなというふうなことを私は思います。

私については、庁舎の場所が気に入らんとか、庁舎の建設をやめとかということさらさら言ってません。あくまでも、それらの議論を十分し尽くした中で、議論尽くさなければ、これはそういうようなものがあつたと、イエローラインが出てきたっていうことを認識しても、議論をせずしてしたら、それは想定内ですよ。そんなこと当然起こるべくはずのラインが引かれとるんじゃないですか。だから、そのラインをそれを払拭するためにも英知を集結して、私はいいものにしていただきたいと。何も、庁舎の場所にけちをつけてるわけでもないし、さらさらそういうことはございません。だから、そのことは、一言一言をとらえてお考えにならないように。いたって私は冷静に話をしておりますので、そのことだけの問題でございます。再度申し上げますけれども、発言取り消す趣旨はさらさら

ございません。

市長からも、最終的にお考えいただきました。確かに、市長のこの場所に対しての思い入れ、強いものを私も感じておりますし、ただ誤解されたらというのは、その部分だけです。ただ、皆さんでこのことについて協議をしていただいて、それぞれの意見を聞きながら、いいものにぜひ私はしていただきたい。市民のコンセンサスが十分得られるようなものにしていただきたいというふうなことをこのことについては申し上げておきたいというふうには思います。確かに、庁舎問題についての議論は十分されました。そのことを申し上げておるわけではありません。防災マップに出てくる、このイエローラインが出てから、そのことについての議論を私は十分ですかっていうことを、十分でないんじゃないかっていうことの申し上げております。誤解のないように、お願いをしときたいと思います。

最後の民営化の計画でございます。

先ほど、今回も、決算とかのいろんな報告がされました。非常にいい数字では進んでますよ、これはまさに。しかし、これからこの数字がずっとキープされるわけありません。庁舎にかかってやりかけたら、それらにかかってくることの公債費比率、それらの数字ちゅうのは当然悪くなるし、そこらのことを考えたときに、本市、特に小笠原さんの時代、またそれを受け継がれた野崎市長の時代、大変質素儉約に努められた中で、今はまさにハード部門についてはそんなに大きな事業投資をしてないこともありまして、それは確かに数字的には健全な数字が推移されております。それについてのご労苦については、私は敬意を表したいと。ただ、思いますのは、それはそれとして、やはり今考えていかなければならないのは、これからの民営化事業、どのような事業を今度民営化していくお考えでいてるのか、そのことについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 原田議員の3点目のご質問で、民営化計画につきまして、1点目が、今後進めていく民営化プランをどのように考えているか、また予定されている事業についてはっていうことで、お答えさせていただきます。

最初に、地方公共団体と民営化の関連について説明させていただきますが、集中改革プランに載っております項目について、総務部のほうからまとめて答弁させていただきます。

地方公共団体において、民営化の議論がされるようになりましたのは、平成13年に成立した、小泉内閣における聖域なき構造改革の一環として、地方にできることは地方に、

民間にできることは民間にという小さな政府論を具体化する政策として、国と地方とあわせて推進されてきたものであります。その後、地方自治法の一部改正により、平成15年6月13日公布、9月2日に施行されました指定管理者制度により、それまでは地方公共団体やその外郭団体に限定されていた公の施設の管理運営を株式会社を初めとした民間に包括的に代行させることができる制度が策定されました。

続きまして、民営化の中でも、特に指定管理者制度のメリット、デメリットについて説明させていただきます。

一般的に、指定管理者制度の導入に係る効果として、大きく2点あると思います。まず、1点目としまして、公の施設の利用時間の延長など、民間のノウハウを活用することにより施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上が図られること、また2点目として、管理運営経費の削減による施設を所有する地方公共団体の負担の軽減があります。ただ、問題点としましては、制度導入のねらいを運用費用の削減のみにして、利用者サービスがおざなりにされることや、本来なら行政が直接公的責任を負わなければならない公共施設までが指定管理者制度の対象となっており、行政と利用者との関係が希薄になることが一般的によく指摘されております。

阿波市は、合併初年度である平成17年12月市議会定例会において、阿波市の公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例を提出し、市議会で可決いただき、当時の地方分権の趣旨に沿って、阿波市の公共施設の現状に合わせた導入を平成18年度より行ってまいりました。具体的には、平成18年度には保健センター、老人福祉センター、土柱自然休養村温泉、金清自然活用センター等の導入を実施し、平成19年度から阿波市立図書館、土成地域資源活力工房等、平成21年度からは児童館の指定管理等を実施している現状でございます。ケーブルネットワーク施設におきましては、合併後平成17年度から平成19年度の3年間で情報基盤施設として整備し、今後ますます進むであろう情報化時代への対応策として、民間活力の導入を取り入れることで市民サービスの向上をより一層図ることを目的とし、平成22年度より指定管理者制度をいたしました。阿波市養護老人ホーム吉田荘におきましては、平成19年度に、施設の老朽化、経営状況、また沿革等も含めて検証するために検討委員会を設置し、将来を見据え、平成22年度からの民間移管という運用を決定いたしました。

合併後、さまざまな分野で指定管理者制度を導入してまいりましたが、今後におきましても、平成22年3月に策定した第2次阿波市集中改革プランにおいて、民間活力の導入

の目標を掲げており、それを指針に、市民の利便性、行財政改革の推進、阿波市の地域性を踏まえながら検討、実施してまいりたいと考えております。

具体的な事業としまして、土柱休養村温泉につきましては、ことし3月末に財団法人を解散し休館しており、今年度中に施設の改修工事を終え、市議会の議決をいただき、民間事業者指定管理することで、平成24年4月より管理運営を行ってまいりたいと考えております。

金清自然環境活用センターにつきましても、平成24年3月31日をもって財団法人を解散し、その後休館し改築工事を行い、平成26年4月をめどに再開したいと考えております。ことし9月に立ち上げました専門委員会において、施設の整備計画に関するハード面と温泉や食、サービス等のソフト面に関する調査分析を実施し、利用者の方々に対し接客マナーや営業活動を積極的に行い、今後の方向性についても検討していく予定であります。

なお、土柱休養村温泉と同様に、施設改築後は、民間公募での運営を行いたいと考えております。

保育所の民営化プランにつきまして、近年の少子・高齢化社会の到来や三位一体改革に伴う保育運営費の一般財源化といった保育行政の変革の中で、限られた予算の中で保育の質を向上させつつ多様な保育ニーズへ対応をしていく上で、公立保育所は、その従来の役割、位置づけについての検討を余儀なくされる時代となっております。このような状況下において、先ほど申しあげました平成22年3月に策定しました第2次阿波市集中改革プランに基づき、公立保育所のあり方について、民間活力の導入の項で、財政状況が厳しい中、行政と民間との適切な役割分担のもと、効率性、専門性や行政責任の確保等を踏まえながら、指定管理及び民間委託等を検討し推進するという目標のもと、市立保育所の指定管理につきましては、モデル的に1カ所の保育所で指定管理を実施していきたいと考えております。

今後は、本市のすべての公共施設の存続、統廃合を検討する必要がある中で、再度官と民の関係を見直す必要があります。また、現在まで指定管理者制度に移行した施設の実施効果を市民目線できめ細やかに検証し、今後の運営、運用に生かしていくことが重要かと考えます。

真の基礎自治体づくりのために民間活力の導入は不可欠であり、庁内また市議会における公営施設民営化特別委員会での協議、市民の意見等を参考にしながら、阿波市に適した

より具体的な民営化計画を策定し、計画的に実施していくことが、本市の活性化、また持続可能な行財政基盤の構築に寄与するものと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 原田定信君。

○17番（原田定信君） 総務部長には、その趣旨からいろいろお話をいただきまして、ありがとうございました。

1点、いまだに理解できない部分がある。これいつまでもこう行くんですかって思いたいんだけど、例えばごみ収集です。土成、吉野は、ご案内のように業者がやっております。市場、阿波については、公営でやっております。そこらのところに、経費的に差がないからおっしゃるのか、それともそれを検証されたのか。例えば、民間の委託料は幾らで、例えば公営であった場合などどれくらいかかるとして経費が変わらんのだっというお考えなのか、その部分をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 原田議員のご質問、民営化についてのうち、ごみ収集業務の民間委託についての考え方ということでございます。

ごみの収集業務につきましては、第1次阿波市の集中改革プランの中で、民間委託についての検討協議を行ってまいったところでございます。行財政改革推進本部会議におきまして、市場町・阿波町地区の収集運搬につきましては、当分の間は民間委託をせず、現状のまま業務を行う方針といたしております。そのため、平成22年3月に作成されました第2次集中改革プランにおいては、民間委託等の検討推進の項目には含まれていないところ です。

当分の間現状で行う理由といたしましては、現在家庭系ごみの収集運搬につきましては、市場町・阿波町地区は直営で、吉野町・土成町地区は民間委託により実施をしております。市場町・阿波町地区の直営事業は、正規職員4名、臨時職員9名、シルバー人材センターからの雇用5名の体制で行っております。吉野町・土成町地区の委託業務と阿波町・市場町地区の直営業務による経費を比較した場合、現状では、直営と民間委託経費との差が余りなく、ごみの出し方や収集内容等は、市内全域でほぼ同じ内容のサービスを住民の方に提供できている状況でもございます。

また、業務を直営で行うことのメリットといたしましては、不法投棄やトラブル時に臨

機応変に対応できることなどから、県内他の市町村におきましても、例えば徳島市や吉野川市など、多くの自治体が直営で家庭系ごみの収集運搬を行っておるところでございます。

廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について総括的な責任を有しております。民間委託で収集運搬業務を委託しても、あくまで市の代行業務という形になるため、苦情処理等の事務的責任は市が負わなければならないということでございます。

以上のようなことから、市場町・阿波町地区の家庭系ごみの収集運搬業務は、当分の間現在の収集体制で業務を実施していくことを今後の方針としております。ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 原田定信君。

○17番（原田定信君） 旧の板野郡ですよね、旧の阿波郡、双方が民営化で、また公営化やっておるんですけど、経費的には変わらんとするんですけども、そこらの数字について、わかればお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 失礼をいたします。

ごみ収集業務の経費についてという数字でございます。

直営の阿波地区、市場地区につきまして、正規職員の人件費とじんあい処理車、トラックとかパッカー車の維持管理費を含みまして、約6,400万円程度とっております。また、民間委託をしております家庭収集委託料につきましても6,500万円程度かかっておりますので、今のところ人件費が安く抑えられているという点もございますが、経費的に差がないというふうな認識をいたしておりますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 原田定信君。

○17番（原田定信君） まさに、アバウトにお答えいただいたんですけども、それでは少々わかりづらい。なんでかったら、人口が違うじゃないですか。6,400万円と6,500万円、これ民営化して、何のために民営化するかといたら……。

○議長（吉田 正君） 原田議員、3問じゃけんね。

○17番（原田定信君） うん、そうですね。知ってます。

何のために民営化するかと言ったら、それはあくまでも、スリム化もさることながら、

やっぱり経費の削減を図っていくちゅうことが目標なんですよ。そういうようなことから考えて、今給料とか車両の維持経費、それと社会保障までついていきますよ、いろんな意味からいえば。そこらもっとしてみれば、それは私は全然違うんでないかなと、このように思うんですけれども、そこらはぜひもう一度検証をしていただきたい。

このことについては、私も十分な資料を課長のほうでお持ちじゃないと思うんで、部長のほうで、また私もその推移を見守っていきたいし、やはりこれは土成・吉野が民営化しておいて、旧の市場が民営化してないちゅうのは、これは少々私はおかしいなっていうふうに思いますので、その部分をまたもう一度検証していただきたいというふうに思いますので、課題として今後また見守っていきたいというふうに思います。

また、今回の質問、特に3点にわたってさせていただきましたけれども、それぞれの問題についてはこれから本市においては目が離せない問題でもございますので、よく注視していきたいと思えます。

最後に、少々余談になったんですけれども、9月10日に実は私中国でおりました。そのときに、原田さん、中国ではきょう何の日か知ってますかと言うから、私わかるわけがない。12日は中秋の名月で、旧盆だっていうことは知ったんですけれども、何の日ですかって言ったら、先生の日ですって言うんです。先生の日っちゃあ何ですかって言ったら、お父さん、お母さんが先生にプレゼントをする日ですって言うんです。よく考えてみれば、9月1日に中国は新学期が始まるんです。40人学級です、今中国も。そのときに、いわゆる10日ぐらいたって、子供が要するに先生になれて、家庭との触れ合いができた段階で、みんなが物を持って行って、先生にプレゼントする。それはおかしいだろう、先生給料もろうとんのに、それはおかしいじゃないですかって言ったら、子供が中国は少ないから、皆がするのにせなんだら、自分とこの子供が不利益を受けたらいかんから、そうするんですということ。じゃあ、ちなみにあんた幾ら使ったんですかって言ったら、私は300元ぐら使ったって。4,000円足らずのお金のプレゼントしとんです。大方の方、花をプレゼントするらしい、先生に。その花束の中にお金を潜ませてプレゼントするらしい。これが中国なんです。だから、そういうような意味で……。ただ年寄った人がおって、私も小学校、中学校、高校までしましたと。ただし、息子が大学へ行ったら、サークルごとに、グループごとにメッセージを添えて先生にペンとか、いろいろしたようですと。そんななくならん制度ですかったら、これは中国ではなくなりませんって言って。おもしろい制度があるなと思って、うちの研修生何人かおるんで聞いてみま

したら、みんな知ってます。9月10日は先生にプレゼントを贈る日だというようなことで、変わった風習、国によって違う、何か少々おもしろいなと思ったんで。私が少々言っただけ話がかみ合わないんですよね、基本的に考え方が違う。そんなんおかしいだろうっていう話をしたんですけど、そんなこともございました。

本市においては、もちろんそういうようなことは一切ないというふうには思いますけれども、どうぞこれから大事な時期に差しかかっております。今後、野崎市長を中心に、ますます市勢発展のために寄与されますようお願いいたします。質問終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田 正君） 先ほどの原田定信議員の発言中、不適當な箇所があれば、議長において、後刻会議録を調査の上、適時処置いたしたいと思えます。

これで17番原田定信君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番正木文男君の一般質問を許可いたします。

正木文男君。

○5番（正木文男君） ただいま議長の許可をいただきましたので、正木文男、9月議会一般質問をさせていただいたらというように思えます。

本当に雨になりましたですね。最近の天気予報、合わないかなと思ってましたんですけど、天気予報どおり雨になりました。あれ以降、いい雨かなと思うんですけど、稲刈りをしようと思う人は、ちょっとまた稲刈りができんようになったなということもあります。物事の事象っていうのは、1つのことなんですね、雨が降るといふ。しかしながら、それを見る側、かかわる側っていいですか、その立場によって、よくなったり悪くなったりするということがあるようです。世の中いろんなことがあるんじゃないかなというふうに思えます。

それで、今回私質問例によって三本立てということをお願いをしております。1点目が、阿波市の食育推進計画について、2点目が畜産事業上の管理不備による環境被害の発生状況とその対策について、3点目が今後発生が予想される不用公共施設用地の取り扱い

についてという3項目でお願いしたいなと思います。

その質問に入る前に、前回の6月議会の質問に関連して思うことを少し述べさせていただきます。

それは、教科書採択に関しての話です。

ああいう質問もどうかなと思ったんですけど、前回あえてああいう質問をさせていただきました。これは、4年に1度の中学校の来年度から4年間使う中学校の教科書選定ということなんです。阿波市においては、阿波採択地区協議会という、法によって決められた手順に基づいて選定されました。結果が、9月1日公表でしたですかね、歴史が東京書籍、公民が教育出版となりました。そのほかいろいろ、数学が啓林館でしたか。啓林館っていうのは、私の子供のころからっていいですか、使ってたような気がいたします。それに選定をされました。私は、この結果に不満なわけではというか、多少不満な面もあるんですけども、これは正当な手続で決められたことなんで、批判するわけではありません。しかしながら、産経新聞の9月15日付に、この教科書採択の問題で、沖縄県のほうでこういうことが起こってありました。沖縄県石垣市、それから与那国町、竹富町における同様の教科書選定において、報告されてましたんですけども、それが1つの地区です。その中で、教科書用図書選定八重山地区採択協議会においては、正当な手順により、社会科の公民に育鵬社の教科書を選定したんです。これ質問じゃないんで。これに対して、竹富町が……。

○議長（吉田 正君） 正木さん、簡単に前段やってくれますか。

○5番（正木文男君） はい、わかりました。

○議長（吉田 正君） 質問に入ってくれますか。

○5番（正木文男君） わかりました、済いません。

決めたやつを覆したというようなことがあったんです。文科省が何とか本来の正常にやるようにというようになりました。

それからもう一つ、ある党から北朝鮮シンパへの政治団体に2億円に及ぶ献金がなされたというのもありました。これも、新聞では報道されておられません。新聞といいますか、テレビとかです。

報道というものが……。

○議長（吉田 正君） 正木さん、ちょっと正木さん。これ質問事項を追うていてくれますか。

○5番（正木文男君） はい、わかりました。

それじゃあ、最後で、結論にします。

○議長（吉田 正君） 前段が長かったら、質問のほうは何……。

○5番（正木文男君） 世の中に、表の報道で出てない裏のいろんなものがあるということを、皆さん方といいますか、もしACNを見られてる方、知っておいていただいたらというふうに思います。インターネットの中では、また別の流れもあります。

○議長（吉田 正君） 通告について質問をお願いします。

○5番（正木文男君） わかりました。

とりあえず、それがちょっと言いたかったんで。

それじゃあ、本題の質問に入ってまいりたいと思います。

それでは、最初はちょっと私の漫談ということで聞いていただきました。済いません。

5分を費やしてしまいましたですね。

それでは、1番目に入ってまいりたいと思います。

食育推進計画についてということなんです。

阿波市における健康の課題とか、そういうもの、健康増進計画、食育推進計画、そういうものが公表されましたですね、23年3月。この中で報告もされておりますけども、やはり肥満、糖尿病患者の多さというのが本当に出ております。この数字を見ましたら、本当にびっくりします。全国の中で、徳島県というのが、連続糖尿病死亡率ですかワーストワンというのが続いております。平成20年度が、県は18.6人です。全国平均は11.5人ですから、はるかに上回っております。そしてまた、これを阿波市に置きかえますと、阿波市は大きく上回って、県の18.6人に対して阿波市は32.5人ですか。ですから、全国平均の11.6からいくと、本当にすごい数です。それから、肥満とか、そういうものもかなり大きな顕著な数字が出ております。そういう中で、健康増進、そして食育というものが、やっぱり一体不可分の関係にあるのじゃないだろうか。健康増進というものを進めていく中で、やっぱり食育というものもあわせて、そういう中で考えていこう。この流れとしては、平成15年に健康増進法ができたわけですが、15年5月。おくれで、平成17年7月に食育基本法ができた。その2つの合わせの中で、健康増進、そしてその中で不可分の食育の観点、そういうものを合わせて日本の医療といいますか、国民の健康を進めていこうっていう中で、こういう流れができたわけなんです。阿波市においても、これがことしの3月に発表されたというわけなんです。

それで、食育推進について、健康増進を含めてなんですが、健康福祉部としての取り組みですね、それから教育委員会としての取り組み方針というものが、どういう観点で考えておられるのかということ。教育委員会に関しましては、私の質問の後段部分です、給食センターを活用した部分におきまして、前段の食育推進計画という観点で、こういうものをつくってこられた。そして、健康増進なり食育の推進というものを考えておられると思いますので、どのような取り組み方針というものを考えておられるのか、ご質問をさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 5番正木議員ご質問の1点目、食育推進計画の内容について、私のほうからは、健康福祉部の取り組みについてということでお答えをいたします。

子供たちを初め、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにするためには、何よりも食が重要となっています。ところが、近年国民の食生活をめぐる環境が大きく変化し、その影響が顕在化しています。例えば、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加など、さまざまな問題が生じています。このような問題を解決するキーワードが食育です。平成17年7月に食育基本法が制定され、国の責務として食育の推進、施策の総合的、計画的な策定と実施を規定し、食育推進基本計画を策定することを定めています。都道府県、市町村は、国の基本計画に沿う形で、独自の推進計画を策定し、食育の推進に努めなければならないということで、本市においても食育と関係の深い健康に視点を置いた、阿波市健康増進計画、食育推進計画を平成23年3月に策定をしたところでございます。

計画書では、基本的な考え方として、市民の一人一人が自分の健康は自分で守る取り組み、乳幼児からの肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防の取り組み、食育推進の取り組み、育つ世代、成長する世代、成年・実年世代、高齢世代の健康課題の取り組み、そして行政全体の取り組みというような4つの視点をもとに、基本理念、心も体も健康に、笑顔で暮らせる阿波市を掲げておるところでございます。

自分自身や家族と協力して取り組む、家庭、地域に暮らすだけもが、受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でおのおのが役割を担う地域、市民相互の交流を通じた取り組みを実現する保育所、幼稚園、学校、地域の課題解決に向けた取り組みを支援するとともに、健康増進、食育推進のための基盤づくりを行う行政が連携し、協力し

合うことで、地域の課題解決が図れる体制を構築します。

そこで、本計画を進めるに当たり、地域の実情に合わせた取り組みが必要となるため、市民、関係機関、団体等の参加のもと、計画が市全体の波及するように努めます。そこで、こうした作業を着実に実施するため、今年度健康づくり推進委員会を設置し、計画を推進するとともに、定期的に点検、評価を行っていく予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 西村教育次長。

○教育次長（西村賢司君） それでは、正木議員の質問の中で、新設の給食センターを活用しました食育推進についてお答えしたいと思います。

教育委員会では……

（5番正木文男君「前段の食育推進計画」と呼ぶ）

教育委員会のほうからは、新しい給食センターを使った食育の推進についてお答えしたいと思います。

（5番正木文男君「はいわかりました。じゃあ聞きましょう」と呼ぶ）

平成27年度からの統一した給食を提供できるように、学校給食センターの建設に現在取り組んでおります。本年度は、事業認定を取得ということで、現在作業を行っておりますけれども、まだ詳しい事業内容のほうはまとまっておりませんが、新給食センターの基本的な考え方には、学校給食の調理機能だけではなく、食生活や食の文化など、小・中学校の児童・生徒はもとより、市民全体が学び、食育を推進する場としての活用を考えております。

今考えておりますセンターでの活用内容を上げてみますと、1点目は児童・生徒の体験活動の場としての活用、2点目は保護者への啓発の場としての活用、3点目は地域と連携し、食育発信の場としての活用であります。

次に、この3つの活用の具体的な取り組みの内容や期待できる効果についてご説明させていただきます。

1点目の児童・生徒の体験活動の場といたしましては、生産や流通と消費までについて知ると。それから、調理過程を見学することによりまして、自分たちの食事や健康が多くの人たちの努力や勤労に支えられてできていることを知ると。それから、残飯などの処理方法を知ること、環境問題等について関心を高める。正しい配ぜんや食事マナーを知る

とともに、会食の楽しさを味わう場とするなどがございます。

次に、2点目の保護者への啓発の場としましては、調理過程を見学することによりまして、学校給食が衛生的で安全に調理されていることを知ると。それから、給食の試食会を開催しまして、研修する。

次に、3点目の地域と連携し、食育発信の場といたしましては、地域の住民を対象とした食育に関する研修会の開催をする。次に、生産者や関係機関との連携を図ると。

以上のような、このような活用を取り入れることで、新しい給食センターを核としまして、学校、家庭、地域が連携をした食育をしっかりと推進していきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） ちょっと教育委員会のほうでは、その前段の部分が聞きたかったんですけども、食育推進についてというふうなことで、基本的に法律も定められて、健康増進法、食育基本法定められて、阿波市としても、こういう形で健康増進、そしてそれと不可分の食育を相合わせながら、市民の健康のために取り組んでいこうという流れなんです。今、食育推進という中で、健康福祉部としては、やっぱり自分の健康は自分で守る、健康づくり推進委員会をつくって取り組んでいかれるということなんで、そのところは、そういう形で取り組んでいていただきたいと思うわけです。

それから、教育委員会のほうでは、今西村次長のほうから、給食センターを使つての食育というようなことを、荒々こういうことを考えたいということを言われました。保護者への啓発だとか、地域の皆さん方への正しい食育啓発の発信というようなことも言われました。そういうことも考えられると思うんです。

私は、これから給食センターという入れ物、物理的施設というものを掘り下げて考えてみたいと思うんです。

トータル的な健康増進とか、そういうものはあるわけなんですけど、せっかくつくられていく給食センターというものを、今教育委員会のほうでは、保護者の啓発とか正しい食育を地域の皆さん方に知ってもらおうというようなことで使われていくというような話もあったわけですが、こういうふうな取り組みもできないだろうかという視点から、ちょっとお互いに議論をしてみたいと思うんです。

食育には、今でも出てきましたけど、大きく3つの部門というのが考えられるんじゃない

いかというふうに私は思っているわけです。1つは、大人の食生活改善、これは健康増進への取り組みということです。生涯食育というような言い方もされてます。食育ということと言っているわけです。もう一つ次は、観点の食育というのは、子供の教育です。総合学習とか体験学習、そういうようなものを使って教育という観点の中で食育というものが重要な要素があるんでないかということが言えると思うわけです。

学校教育の中で学校教育だけではなくて、子供の教育という中での食育というものに対して、私どもは、先般もそうですけど、文教厚生委員会の中でいろいろと視察に行ったりとか、そういう中でいろいろ研究をさせてもらいました。その中で、南国市、お隣の高知県の南国市へも視察研修に行かせてもらいました。南国市は、なかなか食育というものに先進的に取り組まれております。まず、南国市の給食への取り組みの中で、教育のど真ん中に食育をというフレーズです。そういう意気込みの中で、知育、徳育、体育のど真ん中に食育を導入、食べることを通じ社会生活の基本を身につける、食材の命をいただくことに対する感謝と、ここまでかかわった人や組織への感謝の気持ちの醸成、和の食文化の継承、孤食から共食へ、今の若い人、意外と孤食ってのがあると、ですから孤食から共食へ、一緒に食べる楽しみっていいですか、そういうものを教育的観点から、食をするという中でそういうものを取り組んでいこうというようなのが考えられます。南国市は、食育のまちづくりの推進のために、まちづくり条例というものをつくられて、平成17年ですか、しっかり取り組んでおられるというのがありました。

それからもう一点は、ちょっと言われたように、子供の教育という中での食育という中で、知ってる方もおられるかと思うんですが、あえて議論のイメージを膨らませる意味で、蛇足なり、重なるかもわかりませんが、紹介をさせていただきます。

もう一点は、福井県の小浜市に行かせてもらいました。小浜市も、これはまだ日本全国の中でも食育推進には先駆的な取り組みをされてるところだと思います。

先般、私どものほうにも、中心になって取り組まれている中田典子さんという方、なかなかべっぴんさんでしたけども、平成22年2月28日に「人と地域の未来につながる食育」というような中で、小浜市食のまちづくり課政策専門員中田典子さん、来ていただきまして、講演もしていただいております。その人のいろんな食育に対する考え方なんです。この方は、やっぱり食育というものをしっかり取り入れて、小浜市では、公費負担のもと、市内すべての就学前の子供たちが、料理教室を開いているわけです、キッズキッチンという、その料理教室に参加できる仕組みを整備した。義務食育体制、義務教育をもじ

っとなですかね、義務食育体制と言ってもよいと思う。また、休日に開催するこの教室には、市外からの参加も可能なので、最近は県外からの参加者も大変多い。これまで、5年間に約200回開催、延べ4,000人以上が体験していると。食文化や栄養に関する知識、料理の手法を教えることも大事だが、キッズキッチンの目的は、それだけではない。子供には、まだ早いと考えられがちなさまざまな料理の体験を思う存分やらせることで、自分の力でできたという確かな満足感、達成感を抱かせる。現代は、食が豊かだから、幾ら食べ物に好き嫌いがあるって偏食をしても、子供が死ぬことはまずない。しかし、赤ちゃんのおむつが早く取れると、本人に自信がついて、遊びや物事に対する積極性が育つと同様、幼児期に食に対して積極的になることで、それ以外の部分も大きく変化する。例えば、豆腐を手の上で切る、大変なことですね、魚をさばくという、調理技術の中でも上級と思われることでも、子供たちが興味を持ち、やってみたいと言うなら、たとえ初めてでもチャレンジさせる。そして、こんな難しいことが自分でできたという達成感が、自分は、やれば何でもできるという全体感につながり、またそれがきっかけで、食べ物の好き嫌いが克服できることも、自分自身への自信につながる。その一点のみならず、いろいろなことが複合的に変わっていき、どんな子供にも、日常的にそのチャンスがあるのが、食を通じた教育のよさだということをおっしゃっています。まさに、自分が体験して、そういうことを発見されて、今真剣に取り組まれておられるわけです。

翻って、阿波市のほうで考えてみたらと思うんですけど、例えばこの食育という中でいろんな給食センターの中を見学するだとか、そういうのもあるわけなんですけれども、総合学習という中で体験学習というようなものも取り込んで、例えば都市部の学校との交流ですね、そういうようなものも考えられるんじゃないだろうか。当然、食育の教育に与えるよさというのは認識できるとしたら、田舎の学校は、即どこでもできるわけです。しかしながら、都市部の学校っていうのは、そういう場がない。教育にそういう場というものができてないというところもあるわけです。そういうようなところと、一つのつながりを持って行って、都市部学校との交流というようなものも、阿波市食の文化というものを確立していく中で、そういう方向性も見れるんじゃないだろうか。そしてまた、中田典子さん、小浜市の食育政策専門員の方が言われてるキッズキッチンというようなことによって、ここは義務食育とまでやられてるんですけど、小さい子供にもそういう食育、食につながるいろんなことを体験してもらおうというようなことも本当に有効なんじゃないだろうか。例えば、金清温泉だとか農家民泊だとか、いろんなそういうものも活用していく中

で、都市部学校との交流とかというようなものも自分の区域の中での子供たちやその教育面での食育というものもあわせて、そういう他地域の皆さん方との連携という中で、そういう芽もないだろうか。

これもちょっと蛇足なんですけど、食育という中で、私の体験もひとつ話しさせてもらったらと思うんですけど、まずこういうのがちょっと長くなっていかんのですけど。

私も、自然塾体験という国の施策がありまして、昔行ってた職場の中で、体験的に行かせてもらいました。静岡県の田貫湖だったかな、そこで環境省主催の自然塾ってあるんです。そこで、何人かのチームになって、きょうの昼はバーベキューやると。じゃあその食材はどうするんですかっていったら、その横に鶏舎がありまして、鶏小屋がありまして、じゃあ皆各班であそこへ行って、あの鶏を2羽ずつとって、自分らでさばいて調理して、皆さん昼食べてくださいって言われるわけです。ああそうですかっていう中で、つかまえて持ってくるまではいけるんです。ところが、それをさばいて肉にするという過程の中で、やっぱり勇気が要るといえるか、なかなかできないんです。私なんかは、昔はそら首をちょんとはねて、首はねた中で鶏がひよこひよこ走ってるのを見ました。その中で血抜いて、さばくと。しかしながら、いざ自分でやろうと思ったら、なかなかやれない。都会から来てる人なんかも、なかなかやれない。そういう中で、インストラクターさんの指導のもと、なんとか昼食べないかんということでやったわけです。肉ができました。その肉食べるんです。まだ生暖かいんです。それをみんなで食べるときに、お互いが何となく顔を見合わすんです。何か不思議な雰囲気、あれ今までここで生きとったんやなど、我々はこの食という中で、ああ命をいただいているんだなど。そういう体験を通じて、後でインストラクターさんが、自分も感じつつあるわけなんですけど、そういうことを言われるわけです。これ食って、植物にしる何にしる、命をいただいているんだなどという体験が、まずストレートにできました。だから、いただきますっていうのは、命をいただきますっていうことだと言われておりますけども、そういうような体験とかというの、食育という中で一つの人間の人格形成とか、そういう中でやっぱり役に立つというようなものも考えられると思うわけです。

今のは、大人の健康増進のための食育、教育面での食育、そしてもう一つ私は3番目の食育っていうのがあるんじゃないかなと。それは、まちづくりという観点です、農業のまちづくり。私どもは、農業振興で県下一の農業生産額のところです。そういう中で、いろんな素材もあるわけです。そういうものを生かしていくということによって、私どもの農

業をより幅広く知ってもらえるんでないだろうか。そして、先ほどの体験学習だとか、都市部学校との交流という中から観光振興、人が来て金を落としてくれるということは観光だと思うんです。そういう観光振興というものにもつながっていく。

私は、前回のとき、観光産業の振興ということで質問させていただきました、阿波市には、観光の素材っていうのはないですねと。残念ながらないですね。じゃあ、どうして観光を振興していこうかとすれば、それは創造する観光、美郷だとか西阿波、三好圏ですかね、あっちのほうでもやっていますように、創造する観光というものも言えるんじゃないだろうか、そういうことに活路を見出していかなければいけないんじゃないだろうかというようなことで、食育というものを通じてのまちづくりというようなことも考えられるんじゃないだろうかと思うわけです。

こういう3つの観点の食育というものを、私は給食センターを単なる給食の生産工場とするのではなく、市民交流防災拠点施設との一体的整備によるまちづくりに取り組む観点から考えていくべきではないだろうか。新設の給食センターに総包括的な食育推進機能を持たすというようなことを検討してみてもどうかと思うわけですが、施設を預かる者としての教育委員会のほうに質問をさせていただいたらと思います。

○議長（吉田 正君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 正木議員からは、食育という中で、特に新しくできます給食センターを、その活用につましてもっともっと広い観点から、まちづくりという観点から給食センターを活用してはという、こういうふうなご質問というか、ご意見だったと思います。

先ほど、西村次長のほうからも、3つの言葉を申し上げました。1つは、児童・生徒の体験活動の場、2つ目は保護者への啓発の場、3つ目は地域と連携し食育発信の場というふうな3つを申し上げました。恐らくは、この3つ目の地域と連携し食育発信の場ということでこれからも考えていくというふうな、今現時点では考えておるところでございます。そういうことでございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 正君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） こういう話というのも、まだちょっと前提になかったかなとは思いますが、今考えておられるのは、今のあの施設を使って、さっき言ったように、保護者への啓発の場だとか、見学に来てもらうだとか、そういう使い方ですよ。しかしながら、それは大事なんですけど、給食の生産工場を多少ちょっとアレンジして動かしていく

ということの発想どまりなんです。私は、もう少しやはりまちづくりという観点で、それをせっかくつくるのに、うまく活用していった幅を広げていくべきではないんだろうかなということなんです。そういうようなことを本当はもっと考えていただきたいなというふうに思うわけです。

それで、その難しさが、例えばまちづくりの視点というと、これ総務部であり、産業経済部でありということになるんです、食育というものをとらえた場合。給食センターの活用って、教育における食育ったら、教育委員会になるんです。生涯食育、健康増進というようなことでいくと、これ健康福祉部です。それぞれ皆、結局そういうふうになってしまうわけです。今言ったように、まちづくりというトータル的な枠づけを考えるとしたら、まちづくりの視点から食育に取り組むとすれば、総合的に取り組む必要があり、このことも含めて食育推進によるまちづくりに取り組む考えというものが考えておられた方がおられるのか、それとも私がきょう思いつきみたいに言ってますけど、私のは、阿波市を思う将来へのふるさとづくりのために、まちづくりのために、こういう考え方もあるんだ、せっかく10億円でしたかね、給食センターをすると、そこを多少アレンジして、阿波市の中心に交流防災拠点施設だとか、そういうものと一体の中で取り組んでやられたらどうだろうかというふうに思うわけなんですけど、最後の質問として、こういうようなところをせめて考えてみるとか、そういうようなことで食育推進によるまちづくりに取り組むために、全庁挙げて給食センターの計画にあわせてその辺を考えてみるということをしてもらいたいんですが、市長どうでしょうか。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 正木議員のほうからは、給食センターを活用して食育ですかね、あるいはまちづくり、何とか生かせないだろうか。まさに、私も、食、農業、まちづくり、その観点からこれからの取り組み検討してるわけですが、教育長のほうからも、健康福祉部長のほうからも答弁いただきましたが、まず食育の面から考えた場合、子供のときから食育を教えるのが一番大事なんじゃないかな。そのためには、まず家庭での食育っていうんですか、その次に地域での体験学習っていうんですか、農作物あるいは食肉、それぞれ命のあるもの、子供が生きるためにも、感謝の心を育てるためにも、やはり生きてるものを子供たちに、あるいは我々人間が食して、自分の生きるために使ってる。そのあたりの生命の命のとうとさ、そのあたりも食育の中で体験学習を通じて子供に会得していただく。

さて、最後の話のもう一步踏み込んでいって、じゃあまちづくりに何とか食育あたりが応用できないかという話に行くと思うんですが、今言われるように、食育から発展していったら、家庭の平和、地域のきずなからまちづくりまで発展していかすわけなんですけど、その上にもう一点産業振興っていうんですか、そのあたりまで何とかならないだろうかという質問じゃないかな。

私も、まさに正木議員の言われるとおり、相当な遠大な理想を持ってこれから先もしていきたいな。そのために、難しい話ですけども、給食センター何とか生かしていきたい。といいますのは、給食センター、まだ設計図もできてませんけれども、まず地産地消、地域の食材を可能な限り使っていきたい。南国市あるいは福井県の小浜市あたりの話もございましたけれども、一番阿波市の中では、まず市場が非常に地産地消、農家から直接給食の材料を随分使っている。あるいは、阿波の給食センターが、農協のJAを通じて、続いて食材を入れてる。給食センター所長あたりの話を伺いましたら、それぞれ地域の食材30%あるいは50%まで出してる。まさに、市内の子供たちへ、お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、地域の方が栽培、つくった食物が子供たちの口に入ってる。

あと、じゃあ何をするのか。つながりがまだないわけです。ただ、今度の給食センターは、食材が入ってきます、調理します、その過程まで、子供たちも保護者にもみんなに見ていただく。そんな生産から流通、処理、食べる、一連の流れがすべて一つの施設で理解できるんじゃないかな。もう一点原点に戻って、当然生産したら、地域の農家の方も皆見れるわけです。そんなところで、循環型の食育を通じた地域社会が形成されていく。しかも、産業も農業というものが発展していく。そんなところへ給食センターの課題を、単なる食を供給することだけでなく、そんなことまで頭に入れながら、当然これから設計もやっていきますし、すべてをやっていく。まだまだ考えれば、給食センターとは話が別ですけども、災害時には、本当に使えれば、法的に問題があるかもわかりません。これもクリアしないかもしれませんが、温かいみそ汁、温かいおにぎり、即避難所へも、もし使わせていただければ、そんなところも幅を広げていきたいと思っております。当然、地域の食材が直接手に入るかどうかはわかりませんが、本当に阿波市の自然の状況、災害にも比較的、他と比べると、強い地区でございますので、そのあたりも給食センターを生かした食育も進めながら機能させていきたいと、かように思っておりますので、よろしくご理解お願いしたいと思います。

それから、これから第6次産業がありますけれども、このあたりも踏まえて、また議員

の皆様にもご協力をお願いいたしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田 正君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） 市長、答弁突然だったかもわかりませんが、ありがとうございました。

今これから、まさに給食センター建設に係る、そして阿波市も産声を上げて7年目ですけど、まちづくりの骨格が今だんだんとできつつあるわけなんです。そういうものにしっかりと肉づけをしていく。後から思いついてやるということもいいわけですけど、やはり最初にやったほうが効率的にいいわけなんで、そういう観点で、たかだか給食センター、私が言いましたように、単なる給食の生産工場だけで供給して、子供たちにいい御飯が供給できたなということだけで終わらすんじゃなくて、せっかくのものを幅広くまちづくりという、からげて言ったらいいのかわかりませんが、そういう観点の中でいろいろ幅広く考えていただいて、可能な範囲でそういう方向でやっていただくということが、阿波市にとっての、投資したことに対しての意義があることじゃないかなと思います。

職員の皆様方のいろんな意見を聞きながら、幅広い分野、いろんな分野にまたがるんです。今回の質問でもちょっとややこしいなるわけです。あっちに言うてええんか、こっちに言うんかなるわけなんですけど、それはそうなんですけど、それぞれの分野で、もちろん大人の健康の増進の部分もあるでしょうし、食育の中には、それもトータル的に絡めながら考えていっていただいたらというふうに思います。

続きまして、2点目の質問に参らせてもらったらと思います。

畜産試験場の管理不備による環境被害の発生状況とその対策についてということなんです。

阿波市は、県下一の農業の町であり、その中でも畜産による生産額は大きなものがあります。これ、農業振興課で資料をいただいたんですけどね、阿波市畜産農家等主要頭羽数、肉牛が59戸、戸数ですね、頭羽1,756とあるわけですが、まず戸数。酪農っていうのは、乳ですかね、乳製品といますか、そちらの関係では38戸、養豚が17戸、ブロイラーが19戸、採卵鶏が6戸、愛玩鶏、だけどこれチャボとかカモとかですかね、割とこれ29戸、トータルでは419が載ってますけど、これを延べ足してみますと168戸あるわけですか。どちらにしても、阿波市というのは、畜産業の盛んなところだと思います。

畜産業についても、昨今の法整備、それから環境意識っていうような中で、事業者の努力もありまして、昔は環境問題たくさんあったわけなんですけど、近年は時代の進歩とともに大幅な改善がされておるように思います。しかしながら、現状の中で阿波市の主要産業である畜産業の振興、重要であると思っておりますけど、住みよいまちづくりのためには、環境被害があってはならないと思っております。畜産事業上の管理不備による環境被害の発生状況ですか、現状とその対策というのはどのような状況にあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） それでは、正木議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

畜産事業上の管理不備による環境被害の発生状況とその対策というふうなことでございます。

今議員からもお話もありましたように、まず阿波市の畜産の状況についてでございますけれども、阿波市の畜産につきましては、肉用牛とか乳用牛、豚、鶏卵、ブロイラーなど、多彩な経営が行われております。農家数については、今議員のほうからお話があったとおりでございます。畜産につきましては、阿波市の農業産出額の約4割弱を占めるというふうな状況になっております。地域産業の主要な部分を担っているというふうに思っております。

それで、地域の畜産のためには経営改革、については効率的かつ安定的な経営と飼料作物の自給率の向上が必要というふうに思っております。また、最近では、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病予防対策の強化も必要でないかというふうに思っております。こちらにつきましては、今年の7月に阿波市家畜伝染病予防防疫マニュアルを作成しているところでございます。

さて、畜産に伴いますいろんな苦情というふうなことでございますけれども、牛、豚、鶏等、畜産業に関する苦情につきましては、ふん尿処理、またにおい、さらには施設に関するものなど、さまざまな状況がございます。

昨年度、本市に寄せられました畜産に関する苦情件数は10件ございました。内訳といたしましては、悪臭に関するものが6件、ふん尿に関するものが2件、飼育に関するものが2件となっております。それで、その都度現地に赴きまして、飼育者に改善を求める指導をしております。

昨今、家畜排せつ物法などにより排せつ物の適正管理が義務づけられるなどして、畜産農家を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。畜産農家におかれましては、その時代の環境に合わせた畜産業を営むことも飼育者の課題であるというふうに考えております。

それで、飼育者につきましては、施設の管理と老朽箇所の補修、さらには飼育者自身による定期的な清掃の励行などの適正管理が必要かと思っております。さらに、野菜農家などとの堆肥の循環利用のシステムの確立も必要と思っております。

市の行政の立場といたしましては、常に周辺の皆さんの意を受けとめながら、周辺住民の方に迷惑をかけることがないよう飼育者の理解をいただきながら、今後も環境保全に向け、引き続き県、また市の他の部局とも連携を図りながら指導を行っていきたいと考えておるところでございます。ご理解をいただきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） ありがとうございます。

市の行政としても、その取り組みをしていただいている。昨年度の苦情件数10件であったということなんです。これが多いか少ないかっていうのはちょっと判断しにくい面があるわけなんですけど、その中で私が今回取り上げさせてもらいましたのは、ちょっとある地域のところで問題が発生しました。そこは、養豚場でした。10年以上前ぐらいから飼われてます。そんな中で、途中で経営者が交代されたりしたんですけど、その周辺の皆さん方は、ちょっと大変だけどそんなもんかなというようなことで、ずっと辛抱してきておられたわけなんです。しかしながら、見よったら、どうも余り管理が十分されていないなど。養豚場で、後でまたちょっと詳しく言いますけど、おがくず床による管理っていうんですか、おがくず発酵床豚舎管理というのがあります。おがくずというんじやけど、あれ入れかえたことあったかなというような話も出だして、地元の方がちょっとどうなっとなでというようなことで話が出だしまして、ことしになって県の家畜衛生保健所に通報いたしまして、通報っていいですか、相談に行かれまして、それで保健所の方も現地へ来られて、やっぱりこれはちょっと管理が十分でないなというような話があったわけなんです。それで、地元の方が、やっぱりこれはどなんかにしてもらいたいなというようなことで、その畜産の経営者の方に要望書を出させてもらいました。そのときには、県の家畜衛生保健所、それから市の農業振興課の方、それから事業者、それと地元の自治会というよ

うな中で、4者によって、適正な管理をしてもらいたいというような要望を出させてもらいました。その要望には、じゃあこれどういうふうに言うていたらええんだらうかなというようなことでいろいろ研究いたしまして、県の畜産協会っていうのがありますね、社団法人徳島県畜産協会、そのこのところの人にもいろいろ技術指針を聞いたりしながら、おがくず発酵床豚舎技術指針というのがあります。それってどんな管理をするようになったんかというような話の中で聞いていきますと、やっぱりそれなりの、例えば月に一度とかなんとかには何ぼかずつ置きかえるとか、新たなおがくずをこういうふうに入れるんだとか。それから、ふん尿処理といいますと、おがくず床っていうのは尿が出ません。自己完結型なわけです。しかしながら、そこで余り雑菌が起こらないように菌を入れるだとか、それからえさにはにおいが出ないようなえさを入れるとか、そういうようなものがありますよというような話があって、そういう要望というのを出したわけです。そして、改めましてその要望書に対して我々はこういう要望をしたんだけど、事業者の人にしてみてもやはり生活かかっている経営の問題もあるだろうから、やれるところの中で回答書もらえませんかというような話をしまして、お互いに我々はやっぱりこういうところでもお願いしたいというようなことを相協議いたしまして、県なり市なりも同席の中でです。そして、先般回答書を事業者からいただきました。それには、こういうふうに、今後はこのようなことがないように、以下のとおり農場管理及び環境対策に取り組み、悪臭の発生や汚水の流出などが無いよう努力いたしますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。記。畜舎内の除ふん、1カ月に2回、悪臭対策に努めます。おがくずの散布、1カ月2トン、おがくずには消臭と、水分調整があり、適正に発酵いたします。消臭剤の散布、ふん等に消臭剤を散布します、1カ月に1回。飼料に消臭効果のある発酵促進剤、酵素を添加します。それから、飼料、敷料等、飛散防止のために、豚舎東側と南側にカーテンを設置します。私どもは、それはそうなんだけど、じゃあそれが適正に行われるかどうかわからんなというようなことで、農場管理作業について、今言ったようなことをいつしたというようなものを管理日誌というような形でつくってもらえませんかというような話をしまして、それもやりますというようなことで回答書をいただきました。こういうような中で、我々は、我々っていいですか、その地域の方は何とか解決をしていったわけです。

質問なんですけど、そういう状況の中で、畜産業というのは、田舎においては、近所の人やがられている、知り合いがやられているという中で言いにくい面があるわけなんです、地域の人は。そこで、お願いしたいのは、やはりそういう場合においては、行政の役割と

して、地域の者としてやっぱり遠慮してる、ここにしたりって10年以上辛抱ずっとしてきたわけです。地域の方はやっぱり言いにくい部分があると、遠慮して。しかしながら、決められたことは最低限の努力はしてもらいたい。一般製造業なんてのは、本当にいろんな環境に対しては努力してます。そしてまた、畜産事業者にしても、まじめにやっている人もいるということなんで、やっぱり行政の立場として、この畜産場の振興の環境被害の防止のために、何らかの取り組み、どういうふうに取り組むとか、年に1遍現場確認に行くとか、巡回するとか、何かそういうようなところを行政として取り組みの方向を出してもらいたいんですが、どうでしょうか。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 正木議員の再問でございます。行政として、畜産農家の状況把握のために巡回等をしてはどうかというふうな再問であったかと思えます。

これにつきましては、今市といたしましては、畜産の苦情があった場合には、先ほど申しましたように、徳島県西部家畜保健衛生所と連携をとりながら、飼育者に対して改善指導を行っているというふうな状況でございます。それと、徳島県の西部家畜保健衛生所につきましては、通常年1回巡回指導というふうなことで、畜産農家を回っておるように聞いております。

市としてですけれども、今すべての畜舎を定期的に巡回するにつきましては、何カ所のもの畜舎へ立ち入ることについては、今伝染病の蔓延を助長しかねないというふうなこともありまして、防疫上できる限り控えなければならないというふうなことが言われております。そういう難しい状況もあるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、家畜保健衛生所が定期的に巡回しているというふうなことでございますので、市もその巡回の中にできたら同行できないかっていうふうなことについて、家畜保健衛生所と協議をさせていただいて、その状況によって、できるのであれば行くというふうなことになろうかと思えますけれども、そのことで畜産農家の把握といいますか、そういうことで状況把握なりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） この問題、ちょっと神経使うところもあろうかと思えますけど、やはり近くの方は言いにくいものもあります。そこはやっぱり行政が言う役目も担っているんじゃないかなと思えますので、県と十分協議しながら、よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

それでは、3点目、今後発生が予想される不用公共用地の取り扱いについてというようなことで、これは松永議員の質問の中にも多少ありました。そういう中で、端的に後段の部分についていいですか、用地取り扱い基本的考えとは別にしまして、現に発生しておる旧の阿波庁舎跡地の活用について、現状はどうなっているのか、何か方向があるのかということについてお伺いいたします。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 正木議員のご質問にお答えさせていただきます。

それで、議員も言われましたけども、松永議員のところでも答弁させていただいてますので、ご指摘の旧阿波町役場跡地の取り扱いについてに限ってお話しさせていただきます。

この件につきましては、8月16日に開催されました阿波市公有財産処分等検討委員会で審議いたしました。審議の結果、各部局等で利活用案がなければ売却するとの方針でございます。

当該場所は、地域の方にとりましては元の阿波町役場ということもあり、昔なじみの場所でもありますし、最も関心のあるところだと思っております。先日、地元の方から公園にしてほしいとの陳情もございました。財政的なこともありますので、慎重に照査検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） このことにつきまして、売却の方針ではあると言うけども、なかなかその方向性は見出せないというようなことの状況のようです。地元の地域の皆さん方の声がちょっとあるのが、公園的なもので整備してもらえないかというようなことを言われております。阿波町伊沢地区の中心部に位置し、周辺の集落も多いわけです。幅広い利用が考えられると思うわけです。そのために、地域住民の交流の場、憩いの場、安らぎの場、子供が安心して遊べる場、非常時の地域防災拠点の場等としての活用を図るべく、市民公園として、旧阿波庁舎跡記念公園というような言い方でもして、金のかからない方向というようなことで整備をお願いしたいなというふうに思います。いろんな未利用財産、そういうものも含めて、これから検討をされていくことだと思います。そういう中で、こういう意見もあるということをお記憶にとどめていただいて、ご検討をいただいたらという

ふうに思います。

あと3分あります。

いろいろ議会の中で、私ども発言の場を与えていただく。地元のこと、そして幅広い政治的なこと、いろんなことも思いを込めながら発言をさせていただいたらというふう思うわけです。

私が冒頭に申し上げましたのは、今のマスコミっていいですか、テレビとかそういう中、本当に真実が伝えられてない面があるということです。そういうことも皆さん方も知っていただいて、インターネットの世界の中でユーチューブだとかブログだとか、そういう中でいろんな情報があります。本当に考えられないような情報もあります。そういうものがあるということを皆さん方に、これはあえて、もしかしてテレビ見ておられる人おられましたら、そういうことを知っておいていただいたらというふう思います。世の中をしっかりと考えていきませんか、日本をよくするために。日本、このままだったら沈没しますよ。終わらせていただきます。

○議長（吉田 正君） これで5番正木文男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時13分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番江澤信明君の一般質問を許可します。

江澤信明君。

○4番（江澤信明君） それでは、議長の許可を得ましたので、江澤信明、9月議会一般質問をさせていただきます。

私は、今回3つの質問を通告してあります。1つは防災対策行政について、2つ目は子宮頸がんワクチン接種について、3つ目は子ども手当について、この3点を質問させていただきます。

まず、防災行政対策についてでございますが、これは先日の松永議員、きょうの原田議員の防災についての質問がございますので、重複する部分がありましたら、割愛して答弁をお願い申し上げます。

まず、東日本大震災以降、全国的に防災マニュアルを見直す自治体が多い中、阿波市は

どのように見直したのかということでございますが、さきの台風12号では、100人を超える死者、行方不明者を出す大災害になりました。徳島県でも亡くなった方がおり、阿波市でも早くから避難勧告を出し、市長を初め多くの職員の方々が徹夜で警戒をしておりました。幸いにも大きな被害はありませんでした。

私が6月議会に学校現場での防災マニュアル、また緊急時の機材、資材、食料の備蓄を質問しております。そのときの答弁でございますが、教育長の答弁では、学校防災マニュアルを見直しておりますという答弁でした。そこで、見直したマニュアルができておりますのであれば、発表していただきたいと思っております。また、総務部長の答弁では、備蓄に大きな予算が伴いますので、よく検討し、できることから整備をしたいという答弁でした。ですから、これらのことを踏まえて、答弁をお願いします。

それで、2つ目は、避難所、特に学校に、緊急時に救急車、消防車などの緊急車両が進入できない施設があるが、対策はということでございますが、救急車もいろいろな救命器材を積み、大型化しております。また、消防車も、はしご車などの導入し大型化しております。学校現場に進入できない学校もあり、山間部の避難所にも大きな緊急車両が入れないと思います。このような施設がどれだけあるのか、またその点について消防当局とどのような協議をしておるのか、また対策をどういうふうにとっておられるのか、この点を質問させていただきます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 江澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

それで、先ほどからも申し上げておまして、議員からも重複する部分については割愛してもよろしいというご了解もいただいておりますので、省略した部分で説明させていただきます。

東日本震災では、多くの学校が避難所として開設され、多くの避難者を受け入れているという実情がございます。それに伴いまして、阿波市でも防災マニュアルの見直しに当たりましては、学校防災マニュアルの作成、また更新作業とあわせて避難所運営マニュアル案の充実により、円滑な避難所運営ができるよう取り組むこと、また備蓄品につきましても、配置場所について学校当局と協議を行っておりまして、備品等の内訳等の協議もあわせた上で、できるものから新年度予算に盛り込みたいと思っております。

また、防災マニュアルの見直しにあわせまして、このたびの東日本大震災や過去の災害事例に基づきまして、今までの防災から減災へと考え方が進んでいく中で、減災の中で市

民の生命の安全に直結する最重要課題の一つとして、木造住宅の耐震診断、改修の促進のため、国の緊急雇用促進事業を利用して耐震化戸別訪問推進員を4名雇用いたしまして、住宅の耐震化を進めているところでございます。しかしながら、この雇用につきましては10月末をもって緊急雇用分の予算が満了いたしますので、11月からは市単独により、9月補正でお願いしておりますが、耐震化戸別訪問推進員を継続して雇用し、住宅の倒壊による犠牲者が少しでも少なくなるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、2点目の避難所の中で、災害時に緊急車両、救急車、消防車等が進入できない施設があるのでは、またその対策についてですが、現在阿波市地域防災計画では、学校の施設を含め、現在63カ所を避難所として指定しております。緊急車両のうち、はしご車につきましては、出動対象が3階以上となっております。避難所のうち3階以上の施設は15カ所あり、そのうち13カ所が学校の施設でございます。この13カ所の学校の一部につきましては、はしご車が進入できない箇所もございます。はしご車が進入できない場所や2階建て以下の建物につきましては、救助工作車に積載している約8メートルのはしごや消防車に積載しているはしご等により建物等に進入し、救助活動等を行う場合もございます。現在、はしご車が進入できない避難所で消防本部が把握しているのは、2階建てではありますが、八幡小学校と大影小学校でございます。このうち、八幡小学校につきましては、建設部において現地確認を行い、対策を検討しているところでございます。その他緊急車両である救急車、消防車の出動につきましては、道路の狭窄状況等により、方向的に進入しづらい場所につきましては、迂回するように消防署では調査を行っております。

今後とも、はしご車が進入できない箇所につきましては、消防本部と連携し、はしご車の走行訓練の一環として調査を行ってもらうように連絡をしており、今後とも各種情報の把握に努めるとともに、建設部局による道路改良等の機会を利用し、緊急車両の進入確保に努めてまいりたいと考えておりますので、お願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 江澤議員からのご質問にお答えいたします。

日本列島、本当に大きな地震、そしてまた近畿地方の大雨、こういった災害が立て続けに起こっている昨今でございます。

学校におきまして、防災マニュアルを見直そうというのが1学期でございました。それ

は、主に地震に対する見直しを今回しっかりと行うことでは、その後大雨ということもありまして、やっぱりマニュアルは時々しっかりと見直していく必要があるというふうにも感じております。

とこで、今回阿波市小学校、中学校での防災の見直しの主な内容なんですけれども、今までのマニュアルは学校にいるときのみのマニュアルでした。いわゆる登校中、授業中だけのマニュアルであったんですが、今回はそれをさらに広げまして、登下校中とか、あるいは学校にいるとき、学校にいるときでも、授業中または休憩中、また夜、休みのとき等に、いろいろと考えていただいて、つくっていただいております。

そこで、まず1つは、最も大事なことと思いましたが、とにかくこういった災害が起きたときにどう判断するかっていう、これは個人個人の判断力になってきます。これは、大人も子供も同じだと思います。突発的に起こる災害でありますので、やっぱりそこでまずは自分の命は自分で守るということをしつかりと子供たちに教えていきたいということが、一つの見直しの大きなことであります。

2つ目は、子供の安全確保ということで、その災害がどの程度であるか。今回は、特に地震の場合なんですけれども、その大きさによっていろいろと判断が考えられます。

今回、東日本大震災は、ちょうど小学校は下校時、2時46分でしたので、下校時であったということで、たしかその後徳島県内で防災の見直しのときに、子供たちを学校から帰すべきか、あるいは学校に保護すべきかということで、賛否両論あったと思います。こんなことも考えつつ、どうすればいいかということで、地震の規模によりますけれども、まず大きな地震があったときには、やはり子供たちを保護者に確実に引き渡すことが大切であるということで、保護者への引き渡しカードをつくって、学校に備えておくということも考えております。これは、保護者が迎えに来れる方、来れない方、あるいはまた親類の方、いろんな方が来るかもしれないということで、確実にお子様を引き渡していくということでもあります。そしてまた、帰宅させるかっていうことなんですけれども、このことについては、家庭がどうなってるかもわかりませんということもありますので、大きなときには学校に保護する方向でマニュアルをつくっていただいております。

3つ目は、初期対応に万全を期すということで、とにかく初期対応が非常に大切だと思います。これは、規模がどうであれこうであれ、初期対応だと思います。これは、しっかりと学校が子供の状況、あるいは家庭の状況、道路の状況等を把握した上で、これもやっぱり学校の職員の判断ということになってきますので、その判断力が非常に大切であると

いうふう感じております。

大まかに申しますと、そういったことなんですけども、各学校全部こういった形を出してきていただいておりますが、これを見ましても、授業中、そしてまたこれが始業前、休憩中、放課後というような形で、ずっとその都度どうあるべきか、どうすべきかということ具体的を示しております。

こういったことで、こういったマニュアルが実際に使えるということは非常に困ることにはなるんですけども、やっぱり万が一を考えますと、より具体的にしっかりとしたマニュアルをつくっておく必要があるというふう感じております。ただ、このマニュアルをつくっておるときに、課題も今現在あります。例えば、学校が避難所になっておりまして、その学校に備蓄等のことについてもいろいろ話が出ました。これにつきましては、市当局の防災課ともよく相談しながら、できる限りのことをしていこうというふう考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 正君） 江澤信明君。

○4番（江澤信明君） 教育委員会のほうでは、今教育長が答弁で学校現場のあらゆる場面での災害の想定、また子供たちの現場での判断力、それとまた初期対応の学校側の判断力、このようにいろいろの想定をされて、防災マニュアルをつくっていただきました。これは、6月の私の質問のときに、早速つくっておりますという答えでありまして、教育委員会の素早い対応をしていただいたと思っております。また、そのマニュアルだけでなしに、訓練等を通じて、いつのときでもそれが発揮できるようにお願い申し上げます。

それと、総務部長の答弁でございますが、当初予算で備品等の、あるいはまた機材、資材の足りない部分、できることを当初予算で計上したいというふうに答弁していただきました。

また、阿波市防災計画の見直しを進めておるということでございますが、先ほどの原田議員の質問の中で、答弁では、私の6月の質問したときと、毛布あるいはまた食料、水、何ら数字的には変わっておりませんでした。ですので、なかなか迅速に教育委員会みたいに防災計画をスムーズに見直したということではないかと思えます。

それでまた、阿波市地域防災計画の見直しをしておるということでございますが、私どもが、毎回だれかがこの議会で防災関係の質問をしております。9月12日の徳島新聞の紙上では、各市町村防災対策進めると、大ききな見出して、このように新聞に載っております。

ました、9月補正で積極的に各町村は防災関連予算を計上していると。また、那賀町では、防災対策とまちづくり基金を創設するなど、いろいろの防災対策の記事が載ってありました。阿波市では、まだ9月補正に、防災関連予算はほとんど計上しておりませんでした。私が前回防災関連にしました質問では、教育委員会はスムーズにお返事をいただきましたが、総務部関係では答弁をいただいております。しかし、今回防災関連予算をしっかりと年初の予算に反映しますと答弁いただいておりますので、来年の年初に予算を注目させていただきたいと思っております。

それと、阿波市防災計画の策定は、防災課だけでやってるのか、それとも全庁的な危機管理体制の検討委員があるのかどうか、それだけをまたお聞きします。

それと、先ほどの答弁の中で、耐震化の推進戸別訪問員を4名雇用しているということですが、かなり防災から減災へと力を入れてるということですので、ことしに入り耐震診断の申し込みが何軒あり、また何軒が耐震し、そのうちまたどれだけのおうちが増改築に至ったか、また補助金の消化がどれぐらいあるのかをお聞きいたします。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 江澤議員の再問にお答えさせていただきます。

防災対策は全庁的に見直しをやっておるのかということですが、地域防災対策の計画につきましては、中身をいろいろ各部署に問い合わせをしまして、そういった見直しはやっております。また、先ほど議員には申し上げておりましたけども、消防、関係防災機関とも協議を重ねて、そういう面でもやっております。

それで、あと木造住宅の耐震化の取り組み状況について申し上げます。

平成21年度から申し上げますが、木造住宅の耐震診断申し込みは35件ありまして、実際に診断まで至ったのが31件、そして耐震改修ですけど、この申し込みにつきましては2件の申し込みがあり、実際に改修まで至ったのが2件でございます。22年度につきましては、耐震診断の申し込みが55件ありまして、実際に診断に至ったのは53件であります。また、耐震改修に申し込みがありましたのは3件で、改修の実施も3件ございました。今年度の23年度の8月末現在でございますが、耐震診断の申し込みが38件ございまして、診断の実施まで行ったのが37件でございます。そのうち、耐震改修につきましては1件の申し込みがあり、改修も1件なされております。このような状況でやっております。

防災から減災へという考えで、できるだけ被災しないようにまずはしなければならない、こういうことに重点を置いてやっておるところでございますが、なかなか個人の方々に負担が大きいものですから、思うように進んでないのが実際だと思っております。今後とも、しかしながら一生懸命努力させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただけたらなと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田 正君） 江澤信明君。

○4番（江澤信明君） 防災から減災へと今力入れてると、それでまた耐震診断の推進の戸別員を4名雇って戸別に耐震診断を推進してるということですが、実績的には、おたくは耐震評価が低いですよと言われて、すぐなかなか、大きなお金が要りますので、前へ進んでいないということは理解しております。ですが、防災から減災へということで、各耐震申し込みの方々に丁寧にご説明して、また耐震とはこういうものだということを前へ向いて進めていきたいと思っております。

それと、再問では質問しておりませんでした。避難所の緊急車両のことにしましては、できたら走行テストみたいなんしておると言っておりますが、64カ所、ここははしご車が入らない、ここは救急車が入れますとか、大きな消防車が入れますとか、そういうような避難所ごとの色分けをして、消防当局と市役所のほうがいろんな想定をして、情報の共有化を図っていただきたいと思っております。

それと、さきの台風12号で、阿波市では、先ほど原田議員が質問のあったように、645世帯1,830人の住民に対して避難勧告出しております。幸いというか、あるいはまた勧告を無視されたというか、新聞紙上では、3世帯10人というふうになっておりました。今回、もしこの台風で想定645世帯1,830人がすべての方が避難されたときには、現場は大変大混乱に陥ったと思っております。

異常気象の今は、想定外の災害が大変多発しております。さきの東日本大震災では、市長はいち早く職員を現地に派遣し、またたくさんボランティアの方を現地に派遣しました。そして、その方々が、現地報告を職員にも聞かせ、また議会でも市長は報告しております。そしてまた被災地の写真を市役所玄関に展示しておりました。そしてまた、阿波市民の義援金に対する熱い思いを市長は市民の皆さんに感謝しておりました。しかし、遠度部長の答弁のように、防災対策が遅々と進んでおりませんので、市長のそういう思い、また市民の安心・安全が第一であるという考えが十分に職員に伝わっていないではないか

と、また危機意識が共通されてなくて、危機意識の薄さというのが私は感じられてなりませんけども、その点を防災災害対策本部長の市長としては、そういうところをどのように考えておるのか、その点だけを市長のお言葉でお答え願います。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 江澤議員からは、東日本震災、あるいはこのたびの台風12号の避難勧告等々を受けて、本当に市長の思いがなかなか職員に伝わってないんじゃないかな、あるいは市民にも伝わってないんじゃないかというふうなご意見でございますけれども、私も、阿波市の生活実態、あるいは地形等々を十分に承知しております。市民の方に、どうして避難しなかったんですかというような話を聞きましたら、今まで大きな土砂の災害がなかったでないか、それがまず1点です。それと、他の太平洋沿岸の都市部と比べて、本当に阿波市がそれだけの災害が起こるんか、とにかく信じられんというようなご意見が非常に多い。実に、原田議員からもご指摘いただきましたけれども、そこらあたりの危機意識ですかね、これが我々の力で本当に市民に理解していただけるのかな、そんなところが一番ネックになってるんじゃないか。当然、市民の言われる言葉、私もよくわかります。恐らく、職員もそのあたりが非常に行動しにくいっていうんですか。例えば、避難の物資、随分食料水、ありますけれども、阿波市の生活状況、実態から見ると、ほとんどお米なんてのみんな1年、あるいは1年3カ月、4カ月の備蓄を持ってる農家が随分多いかな。そんなところもあるんじゃないかな。ただ、私が住宅の担当にも言うんですが、じゃあ1,000戸余りある市営住宅に入っとる方はどうなるんだろう。その方は、どうやって我々が市民の生命、財産を守っていくんだ。そんなところが、やはりトータル的な見方をする余りに、ひとり市営住宅の方、あるいは独居老人、身障者の一部の人へのやっぱり目配りっていうのか、そのあたりがどうしてもおろそかになってくると思います。これから先、私も含めて反省しなきゃいかんのは、そのあたりの非常に弱点部分、阿波市の総論を見るんじゃなくて、もっともっと細かい、本当に各論の各論をやっぱり見た災害の立て方、このあたりが一番貴重でないかなと、かように思います。これからも可能な限り、議会でもご質問をいただき、我々職員みずからが危機意識ができるような、議員からも切にこちらからもお願いしておきたいと思えます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田 正君） 江澤信明君。

○4番（江澤信明君） 特に、市長の思い、そしてまた職員一丸となった危機意識、そう

いうものを常に持っていただきたいと思っております。

それと、先日の樫原議員の質問した善入寺島剣先部分の崩落現場の問題について、私も耕作組合の総代の一人として、市長の特別のご配慮をお願いいたしまして、この項は終わらせていただきます。

それと、2つ目の子宮頸がんワクチン接種についてでございますが、これは6月議会と引き続いて質問させていただくんです。それは、この助成制度は、中学1年から高校1年までの女子は、子宮頸がんの予防ワクチン接種を無料で受けられるという制度でございます。しかし、全国的にワクチン不足のため多くの方が接種できなかったため、今の高校2年生の方には、この9月末まで制度延長をしていただき、ワクチン接種ができますので、私は6月議会に、市の当局には広報で呼びかけていただきたいと、また市長にはいろいろな会合で、またいろいろな人々に対して接種の呼びかけをお願いいたしました。また、教育委員会には、学校に接種の呼びかけをしていただきたいとお願いいたしまして、質問した6月時点では接種率が58%でございましたが、この9月末でこの制度が終わります。皆さんの呼びかけの結果、あと少ししか時間的には残っておりませんが、何%ぐらいになっていますかということです。

それと、国の政策がまだこれを継続するかどうかは確定をしておりますませんが、今後ともこの助成制度を継続されるという前提でございますが、対象の中学校1年から高校2年までのワクチン接種の状況を見ておりますと、制度延長の対象の高校1年、また高校2年は接種率は大変高うございますが、中学校1年、2年は大変低うございますので、今はこの制度についてこういうふうな徳島県の啓発パンフレットを使っております。

そこで、阿波市で独自の啓発パンフレットをつくり、教育委員会にお願いし、中学入学時に入学案内書とともにお渡しして、ご父兄の方々に十分ご説明し、また理解をしていただいて、ワクチン接種を呼びかけてはいかがでございますかということでございます。

それと、私が6月議会で子宮頸がん予防ワクチン接種は3回の接種が必要で、費用も5万円ほどかかるので、親御さんの負担を考え、高校3年まで助成制度を引き上げていただいてはどうですかという質問しました。これも、健康福祉部では素早いお答えをいただきまして、十分検討したが、ワクチンがまだ全国的に不足であり、3回の接種に約7カ月かかりますので、高校3年生の方はそれまでに卒業を迎えておりますと。そこで、就職、進学して阿波市から離れる方もおり、接種が十分3回までできない方がおられるので、高校3年までの制度延長は難しいと答えをいただきました。現在、対象の方々に対して、接種

率を全力で上げていくように努力しますというお答えをいただきました。このように議会で質問して、時には先ほどの私が防災で6月に質問したときにご返事がいただけなかったというふうなことのないように、先ほどの教育委員会、今回の健康福祉部、このように素早いお答えをいただきたいと思っております。

接種率のお答えと入学案内と一緒に渡してくださいという、この2つの質問でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 4番江澤議員の子宮頸がんワクチンの接種についてお答えをいたします。

高校2年生は、9月30日までに第1回目の子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けていれば、来年3月まで助成を受けることができます。子宮頸がん予防ワクチンの供給量が十分でなかったため、平成23年3月から初回接種者への接種が控えられていましたが、第1回目のワクチンの供給が確保できる見通しが立ちました。その結果、高校2年生は6月10日から、高校1年生は7月10日から、中学校2年生、3年生は7月20日から接種が再開されています。また、中学1年生も7月下旬から接種できるようになりました。

議員ご質問の接種率ですが、6月調査時点では、中学校2年生から高校2年生までの接種率が58.2%、今回8月末までの調査取りまとめを行いました。その結果、中学校2年生から高校2年生の接種率が77.7%ということで、前回に比べまして19.5%上昇しています。その内訳としまして、高校1年生の接種率が92.2%、高校2年生は84.5%ということで、少し高い率となっています。また、7月下旬から接種できるようになった中学校1年生の方は53.4%ということになっていますので、今後も子宮頸がん予防ワクチンの供給量に変動があると思われませんが、ワクチンの供給量を見ながら、希望する該当者全員が接種できるように情報提供をしていきたいと考えています。

なお、平成24年度以降の助成制度の継続につきましては、国の動向を見きわめながら検討していきたいと考えていますけれども、継続される場合、議員がおっしゃるように、パンフレットを使って啓発方法といいますか、教育委員会と十分協議をしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 江澤信明君。

○4番（江澤信明君） この質問は、私はこれで2回目ですが、これで私も最後にしたい

と思っておりますが、皆さんの努力の結果、高校1年、高校2年生は大変高い数字を示していただいております。私が最初聞いたときの接種率あたりやったら、中学校1年生だったらワクチンがなかったという関係でございますが、6.7%ぐらいでございました、6月の時点で。それから53.4%、中学校1年生、ここまで数字が上がっております。ぜひとも、これはお国の政策でございますので、継続していただければ、全然意味合いがないもので、恐らく継続してくれると思っておりますが、ぜひともこのパンフレットは阿波市で独自にでもつくって、入学時にご父兄に中学1年生の入学のときにはご説明していただいて、またご理解をしていただくというふうな努力をしていただきたいと思います。ぜひ、市の行政当局もそういうことを前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、この項は、これで終わります。

3番目の子ども手当についてでございます。

子ども手当は、2011年ことしの9月で失効し、2012年度の新年度から児童手当に変わりますが、どのように変わるのかということでございます。

さきの国会の3党合意により、子ども手当がこの9月で失効し、来年4月からは児童手当に変わることになり、その間4月までは暫定処置がとられるとのことですが、国の制度設計がこうたびたび変わりますと、地方自治体の現場が大変混乱いたしまして、事務的に間に合わんようなことがございますが、阿波市の現場はどうなんかな、事務的には混乱しないのか、また4月までに新制度の事務が間に合うのかということでございます。

それと、扶養控除等のもろもろの控除がなくなり、課税標準額が上がりますので、保育料が上がらないかということでございまして、阿波市は近隣市町村に比べて保育料が安く、子育てするなら阿波市というふうにみんなも自慢しておりますし、私も皆さんにそのように申しております。しかし、子ども手当の財源として、もろもろの控除がなくなり、課税標準額が上がるとなれば、他の市町村も同じでございますが、保育料が上がるのではないかと。その点について、この2点だけご質問させていただきます。

○議長（吉田 正君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 江澤議員の3点目、子ども手当について、子ども手当は2011年9月で失効し、2012年度から児童手当になりますが、どのように変わるのかということでありませう。

ご答弁を申し上げます。

ご承知のように、子ども手当のつなぎ法案が9月で切れ、10月から来年の3月まで新たな子ども手当特別措置法に変わります。支給額につきましては、現在の中学生一律1万3,000円から、3歳未満と3歳から小学生までの第3子以降に1万5,000円を、3歳から小学生までの第1子、第2子と中学生に1万円が支給されるように変わります。

10月からの支給額以外の主な変更点につきましては、児童養護施設に入所している子供の手当は施設長に支給すること、留学を除く国外居住児童への支給がすべて対象外となったこと、また保育料や学校給食費の特別徴収が可能となったことが上げられます。

今後のスケジュールといたしましては、ことしは子ども手当のつなぎ法案だったため、例年6月に全受給者に提出してもらっている現居届が不要でありました。しかし、10月からは子ども手当特別措置法に変わるため、新たに全受給者からの申請が必要になります。そのため、10月から申請の受け付けを実施してまいりたいと考えています。

また、事務の執行に支障を来さないかというようなご指摘がありました。申請受け付け事務につきましては、事前に該当者に周知するとともに、出張窓口を各支所に設けるなど、スムーズに事務を対応してまいりたいと考えています。

来年4月からは、子ども手当特別措置法が廃止され、児童手当の拡充が図られる予定です。しかし、所得制限の導入につきましては決定していますけれども、所得制限額の詳細は決まっています。いずれにしても、来年4月からの児童手当法につきましては法案が成立しておらず、現段階では、今後国の動向を注視してまいりたいと考えております。

それから、2点目の扶養控除などのもろもろの控除がなくなり、課税標準額が上がり、保育料が上がる可能性があるのかというようなご質問であります。

現在、本市におきましては、児童福祉向上のため、保育支援と経済的支援の両面からさまざまな施策を実施しております。経済的支援の中でも、とりわけ保育料につきましては国の基準より低く設定しています。平成23年8月現在で、国の基準で算定した保育料の総額と市の基準で算定した保育料の総額分の割合は56%になっています。県下で最も低い保育料の額を設定し、保育料の負担軽減をしているところでございます。

議員のご指摘のように、扶養控除がなくなりますと保育料が上がる家庭が増加すると考えられます。平成24年度の保育料につきましては、厚生労働省及び徳島県より、控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等に係る取り扱いについてという通知がありまして、それによりますと、保育料等の算定に当たっては、平成22年度税制改正による年少扶養控除

及び16歳から18歳までの特定扶養控除等の上乗せ部分の廃止が行われたことによる影響を可能な限り生じさせないようにするため所要の措置を行うようにという旨の内容でありました。そういったことから、阿波市においては扶養控除見直し前の旧税額で算定し、保育料に影響が生じないようにと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 江澤信明君。

○4番（江澤信明君） 今の松永部長の答弁では、児童手当に変わるのに10月から申請を受け付けるということですが、この手当そのものがふえるのではなく、減りますので、なかなか申請も足が遠のくかもわかりませんが、皆さん方に必ず申請に訪れていただきたいと、漏れなくまた訪れていただきたいとご連絡をしていただきまして、事務手続的にはぜひとも間に合うように。

それと、金額的に前回の自民党・公明党連立政権時代からの同じ児童手当ではございませんが、今の子ども手当から児童手当に変わるというふうな格好でございます。そして保育料に関しましては、可能な限りそのままにしておいてもらいたいと、県と国のそういうふうな通知が来ておりますので、阿波市は今の部長のお答えでは、保育料は上げないということで、まず阿波市は一番子育てするなら阿波市というスローガンがひょっとしたらなくなるんじゃないかと心配しておりましたが、阿波市は他の町村に比べても保育料が安いということ、また私もあちこちで自慢しようと思っております。どうかこの点は十分ご配慮いただきまして、なるべく可能な限り子育ての世代に負担かけないように、保育料をそのまま置いといていただきたいと思っております。

それでは、先ほどの答弁で、児童手当に戻って、以前と内容が同じではないようですが、しかし子ども手当、また高校授業料の無償化の財源として、18歳以下の年少者がいる家庭では、扶養控除上乗せ部分がなくなりました。ですので、児童手当に戻り、その部分の控除は、また控除をするというふうに復活するべきとは思いますが、税の控除がなくなったままでございますので、当然課税標準額は上がります。さっきの保育料は上がりませんと答弁でしたが、所得税、住民税は上がっていくのではないかと。税がふえるとすれば、どのような感じでふえるのか、また子ども手当から児童手当に変わり、そして高校授業料無償化も検証して見直すということですが、これらの部分の税制改革は今後あるのでしょうか。また、大震災への復興税、年金、医療等の社会福祉と国会財政の健全化への一体改革するための消費税等々の増税への情報は何か入っておるのか、その点だけお伺い

いたします。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 江澤議員の再問にお答えをいたします。

ご質問の第1点目として、子ども手当や高校授業料の無償化に伴い、扶養控除等が廃止されましたが、このことにより所得税、住民税はどのようにふえるかということでございます。

子ども手当は、15歳以下の子供を扶養する保護者等に対しまして手当を支給する制度で、平成22年度から実施をされております。また、平成22年度には、高校授業料等の無償化も実施されております。これに伴いまして税制改正が行われ、子ども手当に対象である15歳以下については一般扶養控除が廃止され、高校無償化の対象である16歳から18歳以下については一般扶養控除の上乗せ分が廃止となっております。具体的内容といたしましては、所得税では、本年平成23年分から15歳以下の一般扶養控除38万円と16歳から18歳以下の一般扶養控除上乗せ分25万円が廃止となります。また、個人住民税につきましては平成24年度分から実施され、15歳以下の一般扶養控除33万円と16歳から18歳以下の一般扶養控除上乗せ分12万円が廃止となります。例として、個人住民税について税率を10%とし、単純に計算しますと、15歳以下の一般扶養控除33万円の廃止で3万3,000円、また16歳から18歳以下の一般扶養控除上乗せ分12万円の廃止で1万2,000円税がふえる計算となります。このことから、議員ご指摘のように、18歳以下の年少者がいるご家庭では、23年度分の所得税と24年度の個人住民税は、従来より上がることとなります。

次に、2点目の子ども手当や高校授業料無償化が見直されるのであれば、廃止された扶養控除をもとに戻すような税制改正はないのかという点でございます。

現在、市としてそのような情報は把握をしておりません。また、川島税務署並びに県市町村課にも問い合わせをいたしましたが、そのような情報はないとのことでございます。

次に、3点目の東日本大震災の復興財源に充てるための臨時増税や社会保障の税と一体改革に伴う消費税等の増税についてでございます。

この件に関しましても、現在国の方針自体が未定のため、具体的な情報は何もありません。新聞報道等によりますと、復興財源を賄うための臨時増税については、所得税と法人税に加えて、地方税などの案も出ているようでございますが、今後具体的な情報が入り次第対応してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 江澤信明君。

○4番（江澤信明君） 本来なら、子ども手当から児童手当に変わるのであれば、控除もまた本来のもとへ戻すべきと私は思っておりますが、増税部分はそのまま増税というふうになっております。

それと、野田内閣が発足して、阿波市の議会より短い4日間という国会を開会しておりますが、国会が開かれる前に就任して、9日目に経産大臣が放射能発言で辞任するというありさまでございます。今度の野田ドジョウ内閣には大変期待しておりましたが、非常に残念でございます。民主党は、国家と国民との契約であるマニフェスト実現は、特別会計を含む国家予算の組み替えと事業仕分けで財源を捻出し実現すると言っていましたが、マニフェストは実現しなくて、先ほど言った住民税、所得税等の増税はしております。

きょうの新聞報道でも、年金が下がるというふうな報道があります。今後、被災地復興のための復興税、年金、医療等の社会福祉と財政健全化のための消費税、国民に負担を強いる増税の議論がなされていきます。私は、被災地の方々と傷みを分かち合う復興税、そしてまた次代に負担を残さないための消費税、これらに対しては決して反対ではございません。しかし、たばこを700円にする、また脱原発とかというふうな思いつきの政策で国家運営をするのではなくて、国民に対して十分な説明、将来に対して明確なビジョンを示してほしいと思っております。

野崎市長は、就任して2年半をたっております。あらゆる機会をとらえて市民と対話しておりますが、市民に対して阿波市の政策を十分に説明できたか、また将来に向かってビジョンを市民に語れたか、これをお聞かせ願います。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 江澤議員、私のほうに、市民の対話が2年半市長になってから対話ができるのか……

（4番江澤信明君「いや、十分、済いません」と呼ぶ）

十分なですか。十分な対話ができるのか、これからのビジョンは語ってきたのかというご質問でございますけれども、質問の後、どうも江澤議員横へこう向いて、私の顔が余り見てなかったように思います。

今の質問ですけれども、市民とともに公平、公正、クリーンを基本理念として行政をやっていきたいという私のマニフェストだったと思います。この中で、公平、公正、クリー

ン、これについては、私も本当にしっかりと守ってきたつもりです。ただ、市民とともにということになりますと十分ではなく、むしろ正直言いまして、不十分でなかろうかなと思います。ただ、これは対話について不十分であって、それぞれの婦人会、老人会、人権、あるいは老人会各種会合、可能な限りこなしてきました。ただ、これは対話じゃないんでないかなという気はいたします。では、対話にかわるものは何なのかって聞かれるときに、それぞれの会が随分ございます。あるいは、徳島のほうにもしょっちゅう出張はいたします。そのときに、阿波市の東西20キロ、道路、舗装の状況、あるいは農作物の状況、地域の生活の状況、これにつきましては、じっくりと車の助手席で観察をしています。市民とのなかなか直接対話はできなくても、阿波市の自然環境をしっかりと観察、見ることによって、阿波市民の本当の生活の状況とは言いませんけれども、状況は随分とわかっていくのじゃないかな。そのところは、当然一番反映できるのは、部長会、次長会、それからそれぞれの予算査定、この段階で、地の利を知ってるがために、随分と担当の部長、課長、あるいは職員に迷惑をかけてる部分が出てます。そのあたりを市民とともにの対話とっていただければ非常にありがたい、このように思います。

職員にも常々私の行動をまねしろとは、私言いません。しかし、公務員である限り、自分の心と体は市民のためにとにかく投げ捨てて、しっかりと勉強して退職してほしい、これだけを常々職員にはお願いしております。

以上、答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 正君） 江澤信明君。

○4番（江澤信明君） 今、市長からは、一生懸命にこれからも対話を続けるというふうなお答えをいただきました。

きのう、夜遅くテレビを見ておられますと、NHK見ておられますと、中曽根前首相と対談が放映されておりました。中曽根前首相のほうは、世の中いいたときばかりではないんだと、悪いときもあるんだと。悪いときに備えて、常日ごろから備えておくということが大事であると、また政治家、公務員等はそのときに一番最初に公務員なり政治家になったときには、その初心を常々忘れず研さんを積んでいくということが大事であるというふうに申しておりました。これまでも、この議会におられます皆さん方も、これからも研さんを積んで、阿波市のために一生懸命頑張るように努力いたします。

それでは、終わります。

○議長（吉田 正君） これで4番江澤信明君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 1 分 休憩

午後 3 時 3 2 分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番池光正男君の一般質問を許可します。

池光正男君。

○14番（池光正男君） 議長の指名がございましたので、私の一般質問を始めます。

1点、2点、3点、4点、5点で、1番目に住宅リフォーム制度について、2番が新庁舎建設について、3番目に国民健康保険について、4番に原子力発電にかわるエネルギー政策について、それと最後の5番目には市場町上喜来地区山林における開発が行われているがと、5つ質問をいたしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、住宅リフォーム制度について、これもたびたび質問も行ってまいりました。いま一つ実施の方向になってないようではございますけれども、他の市町村も、実施に至っているところが年々増加しております。実施に当たっては、地域住民、事業者からも喜ばれております。地震対策と連動して、これ以上のものはないと思います。また、地域経済の波及効果も多大であります。こういうことで、住宅リフォーム助成制度を確立してはどうかと。耐震化につながる安心・安全なまちづくりのために、ぜひ政策的にやっていただきたいのですが、どうでしょうか。担当部の答弁をお願いいたします。

まず、1点目の木造リフォーム助成制度確立の必要性についての市の考え方、認識はということで、木造耐震化につながる安心・安全まちづくりのためにということで答弁お願いします。

○議長（吉田 正君） 坂東建設部長。

○建設部長（坂東 博君） 池光議員から、住宅リフォーム制度について、住宅リフォーム助成制度確立の必要性についての市の考え方、認識はということと、木造住宅の耐震化につながる安心・安全なまちづくりのためにということでご質問をいただいております。

この件につきましては、総務部防災対策課、建設部住宅課に関する事項でございますが、私のほうからまとめて答弁してもよろしいでしょうか。

それでは、中小業者の緊急経済対策雇用促進事業としての市内業者育成の住宅リフォーム助成制度の確立に関しましては、以前から質問をいただきご答弁をしましたように、地

域経済の活性化は重要な課題と認識しておりますが、個人住宅に対する助成は、耐震化などの安全対策やCO<sub>2</sub>削減に資する省エネ、環境対策など、政策目的にかなうものを優先課題として今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、木造住宅の耐震化につきましては、今後発生が予想される南海地震、または東海・東南海・南海の三連動地震対策として必要不可欠な課題となっております。特に、三連動地震が発生した場合、その地震の規模はマグニチュード8.7との予想がなされています。こういった大地震が発生した場合、多くの家屋の倒壊が予想されています。

阿波市でも、国、県と連携し、その対策として木造住宅耐震改修事業を進めてまいりましたが、なかなか耐震化が進んでいないのが現状でございます。そこで、徳島県では、本年7月より住まいの安全・安心なリフォーム支援事業が新しく制度化されました。その内容につきましては、簡単な耐震化工事とあわせて行う家屋のリフォーム工事も対象事業に含まれております。補助率は2分の1、限度額40万円の支援事業となっております。現在、本市においては、この事業や、先ほど言った耐震改修事業に上乘せの補助金を検討し、耐震化の推進と負担軽減を図ろうと、平成24年度からの県の支援制度に対応した補助事業として取り組めるように関係各課と協議中であり、前向きに進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、部長のほうから答弁をいただきました。

この徳島県建設組合阿波市協議会会長さん、この方から要望書が出ております。それにつきまして、徳島県の県内のリフォーム助成制度を行っているところって、2011年度であります。これは予算的には非常にようけ要るものではございません。1番目の石井町では工事金額の20%、上限20万円を町が町民に助成と、20万円以上の工事が対象で、予算が年間2,000万円ということであります。また、つるぎ町も、工事金額が20%と、ほんで町の予算額は1,000万円と。徳島市においては、工事金額同じでございます、20%で、予算1億円と。北島でも予算300万円、上板では300万円、美馬市も1,000万円、こういう中では……。佐那河内もありました、ここも予算が200万円と。こういうふうに、無理のない、できる範囲内の身の丈に合うた予算だと思えます。ぜひ実現できますようお願いしたらと思えます。今の部長の答弁で、一步踏み込んだ答弁でございますので、一日も早い実施を願いものであります。

以上でこの点は結構です。

それから、庁舎建設についてでございます。

毎回毎回質問をしてきましたが、場所が決定されてからもいろいろな問題が出てきておりますが、特に私は、中央構造線の真上であり、建設場所としては非常に危険であると指摘もしてきました。そこへもってきて、土砂災害警戒区域に含まれると報道され、2つの大きな問題が出てきました。

あの地区は、北は大きな山があり、当然大雨が降れば、考える場所であります。先ほども同僚議員が質問をしておりますけれども、答弁が重複するのであれば省略して、簡潔な答弁でお願いしたらと思います。

1点目から答弁をしていただきたいと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 池光議員のご質問に答弁させていただきます。

1点目の建設地の地質、地盤調査をするということであったが、県の土砂災害警戒区域に含まれると報道されたが、その対策はどうか、中央構造線と相まっていて問題となるが、どうかということにつきまして答弁させていただきます。

前回もご説明させていただきましたが、今後30年以内に60%の確率で発生すると予測されております南海地震のほか、四国を東西に貫いている中央構造線断層帯の存在が危惧されております。中でも、中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東側から和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する断層帯であるとされあております。本県では、鳴門から池田川之江に向けて東西方向に中央構造線の断層帯があり、阿波市内でも過去の活動に伴う断層が見つっております。建設候補地の周辺では、候補地より1キロほど北へ上がった市場町上喜来地区周辺を通り、東西方向に伸びる父尾断層があります。

文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部の調査によりますと、この断層におきましては、これまで多くの地質専門家による調査が行われておりますが、その調査結果を要約しますと、最近の活動歴は400年前の西暦1600年ごろで、その1つ前の活動が今から約2000年前ごろとされており、平均活動間隔は1000年から1600年と言われております。このようなことから、今後の地震発生確率は、100年以内では、ほぼゼロから2%となっており、地震の発生率は非常に低いと考えられております。

なお、庁舎建設予定地の地盤に関する調査につきましては、建設物の基礎となる部分の

地盤の状況は大変重要な要件でありますので、計画敷地の地層構成を全体的に把握し、建築物の設計を行う上で必要となる地盤資料を得るため、地権者の了解を得て、早ければ10月には業務を発注し、ボーリング調査を行いたいと考えております。

また、土砂災害警戒区域の予定区域の対策につきましては、午前中の原田議員のご質問にお答えしておりますので、この場では省略させていただきたいと思っております。ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、部長の答弁がありました。それはそのとおりであります。しかし、30年くらいの間には、地震確率60%と言われておるのに、あとの中央構造線のことについては、文部科学省の地震調査研究推進本部の調査では、結論的には100年以内では零から2%ぐらい、地震の発生率は低いと考えられるということですが、果たしてそれはどうかと思います。確率が低くとも、それがそれだけに安心はできません。要するに、私は、中央構造線断層帯の上に庁舎を建設することそのものが危険であるということでもあります。なぜかといいますと、どんな耐震された建物でも、何メートルも地盤がずれたら、当然立っていないでしょう。それと、庁舎建設地の県の土砂災害警戒区域への指定予定区域、土砂災害のおそれがある区域とされております。市が新庁舎建設地を決定したのは、県の調査以前だったと報道され、また市は調査結果を受け、調整池を敷地北側に設置する予定とされておりますけれども、この調整池も多額の費用がかかるのではないかと思います。こういうふうには、次から次へと、こういった予想以外に予算がかかることも問題じゃないかと思います。その上、調整池といっても、これが決壊したらどうなるか、いろいろと心配される。こういうことも総合的に私は判断しても、不適地以外の何でもないと思います。市民の皆さん方からも、こういったことで、中央構造線断層帯の上に庁舎を建てるのは危険でないかという意見も多数あることも事実でございます。これはこれで、いいです。

続きまして、2点目の交流防災拠点施設の規模を明らかに、身の丈に合ったものなのか、利用目的や維持費をどのように考えているかということでもあります。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 池光議員の2番目のご質問に答える前に、1点目の件なんですけれども、午前中原田議員のご質問にもお答えいたしましたように、庁舎建設予定地が災

害警戒区域になる予定ということでございます。ただ、これにつきましては、午前中も十分に説明したと思いますけれども、いろいろな対策、二重、三重の対策を立てまして、安全性を高めて庁舎を建てる予定でございますので、そういうことはご理解いただきたいと思っております。

それでは、2点目の交流防災拠点の規模、それと身の丈に合ったものか、利用目的、維持費について説明させていただきます。

交流防災拠点施設の目的につきましては、これまでも申し上げてきておりますが、平常時は市民が集い語らう交流・協働機能を満足させる場としながらも、いざ災害時には、支援物資の受け入れ整理基地、緊急援助隊や災害ボランティアの受け入れ基地等、救援の拠点としての機能を担うことができる、阿波市の中核的防災拠点施設として位置づけていきたいと考えております。

また、想定しております整備規模としましては、想定延べ床面積としては約3,000から4,000平方メートル程度、設計ベースの想定事業費としましては10億円から15億円程度を見込んでおります。

また、維持費を含め、今後仕上げていく基本及び実施設計の中で十分に精査、検証してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 2点目の件ですが、答弁では10億円から15億円程度というものでございますけれども、これも莫大な費用がかかるということも現実になってきました。何回も繰り返しますが、庁舎、交流防災施設を合わせると、50億円から55億円かかると。これを合わせた管理費、維持費も相当な費用が要るのでないかと思っております。これが現実でなかろうかと思っております。

今言う利用目的については、一般論にすぎないと思っております。

市民に負担のかからない方法でなければならないと思っておりますけれども、逆に負担のかかる大事業であり、私は理解ができないと考えております。この点は、こういうことで結構です。

次に、国保税についてでございますけれども、毎回この件につきましても質問をしてまいりました。市内を回っておりますと、多くの方から国保税何とかならないかという意見があります。払おうと思うても払い切れない、どうしたらいいか、そういうような相談が

ことしになってからふえております、増加しております。そういうことで、市民の方々からも、市当局にも意見、苦情が多く寄せられているのも事実でなかろうかと思えます。

質問ですけれども、1点目の加入世帯の平均所得と加入率と2点目の支払期はどのように決定されているか、この2点について答弁していただきたいと思えます。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 池光議員のご質問にお答えをいたします。

質問の内容は、国民健康保険について、1点目は加入世帯の平均所得と加入率について、2点目は支払期はどのように決定されているのかであります。

まず、1点目の加入世帯の平均所得と加入率についてでございます。

最初に、加入率についてですが、平成23年7月1日現在の本市の人口は4万913人で、世帯数は1万4,669世帯となっております。国民健康保険の被保険者数は1万529人で、加入世帯数は5,738世帯となっており、加入率については、被保険者数で見ると25.7%であり、世帯数で見ると39.1%となっております。

次に、加入世帯の平均所得ということでございますが、7月1日現在の本市の国保加入世帯の基準総所得金額、これによりますと32億8,521万6,000円で、加入世帯5,738世帯で単純に割るといたしますと、1世帯当たりの基準総所得金額は約57万4,000円となるところでございます。

次に、支払期についてでございます。

阿波市国民健康保険税条例第12条第1項では、税の納期を5回と定めております。第1期については7月1日から7月31日、第2期については8月1日から8月31日、第3期については10月1日から10月31日、第4期については11月1日から11月30日、第5期については2月1日から2月末日となっております。この回数及び納期につきましては、合併協議会の国保分科会におきまして協議され、次のような経緯で決定をしたものでございます。回数については、吉野町を除く他の3町の納期が4回でありましたことから、納税義務者の1回当たりの納付額を少なくするという目的を持って、5回と決定をいたしました。

次に、納期については、次の点に留意をして決定をいたしました。

1点目として、市民税などの他の税や介護保険料などの重複をできるだけ回避するよう確認し、納期の決定をいたしております。

2点目として、第1期の納期を決めるに当たって、市民税の第1期の納期限が6月末と

なることから、1カ月後の7月1日を本算定日とし、7月末を第1期の納期といたしました。

3点目として、第2期の納期は、第1期を7月とし、8月に第2期の納期を求めることにより、ある程度の税収確保が見込めるためということで決定をいたしました。

4点目として、第3期の納期については、10月に他の市税の納期がなかったということから、10月に決定をいたしました。

5点目として、第4期の納期については、11月に固定資産税の第3期、12月には市民税の第3期が決定しておりましたが、年内でかつ年末を外したほうがよいのではということで、11月に決定をいたしております。

6点目として、第5期の納期につきましては、年明けの1月納期を回避して、2月納期を決定いたしました。

以上のことを国保分科会において決定をいたしました後、国保部会に諮問し、承認のもと、国民健康保険税条例（案）として合併法定協議会において承認され、現在の納期となっているところでございます。ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、部長のほうから答弁をいただきました。

国保に加入されている方は、全体的に見ましても低所得者の方が多いわけで、職種別では、恐らくや農業、商業、年金受給者、勤労市民、無職など、そういった方々が入られているわけですから、国や県がうんと支援していなければ、市町村の国保会計がもたないのが現状でなかろうかと思えます。阿波市に限らずパンク寸前、自治体もほんまに苦勞していると思えます。

ここで、市長にちょっとお聞きしたいことがあるんですが、そういったことに対して、どのような対応をされたらいいか、簡単で結構なんですが、答弁していただきたいと思えます、どういうふうにしたらいいか。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 国民健康保険、議員言われるように、農業、商業、あるいは年金生活者等々、所得が割合低い方が加入をされております。そのようなことについてどうしようにしたらいいかということなんですが、国民健康保険の会計、阿波市に限らず、全国的に非常に経營的に難しくなってる。早く国の一本化、あるいは他の保険制度と一体と

なって経営安定ができますよう施策を進めてほしい、このようなことを全国市長会等々でも要望を繰り返し繰り返し続けております。なかなか実行できないのが現状ではなかろうかと思えます。そのあたりも、今後も引き続き県を通じ、全国市長会を通じ、国のほうに要望を強く強くしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 過去の市の答弁でも、医療費が重なり、やむを得ず国保を値上げせざるを得ないということでありました。しかし、表には、そういったところには原因があるはずで、まず、原因をつくったのは、これは国であります。30年前には、国から負担されていた国庫負担金ですか、50%から40%くらいあったと思うんですが、それが現在では25%、半減近くになっております。これは、当然運営が困難になってくるわけでありまして。自治体は、国保会計を安定させるために、一般会計から繰り入れをしなければならぬ状態であります。本市においても、1億数千万円繰り入れをしております。こんな状態ですから、それ以上に国が出さなかったらどうなるか。今、繰り入れているのを増額するしか方法がないと思えます。深刻な問題であります。国民と名がつく以上、国が全責任を持って運営するのが当たり前で、地方に国保運営を丸投げして、金を出さない、これを悪政と言わずして何と言えるんでしょうか。そういうことで、市も議会も市民の健康と命を守るためにも、意見書なり決議を上げるのも一つの方法だと思います。

それから、2点目のことなんですけれども、これ本来納税者の立場に立った方法を研究をしていただきたいと思います。

この件については、結構でございます。

次に、原子力発電にかかわるエネルギー施策についてということでございますが、福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実を持って明らかにしました。福島第一原子力発電所の事故は収束のめども立たず、放射能汚染はどんどん広がり続けております。徳島県でも、一時、放射性物質による食肉汚染ですか、これが心配されました。伊方原発の危険性に、県民の不安もあります。

現在の原発の技術は、本質的に未完成で、そういう未完成のまま極めて危険なものであります。原発は莫大な放射能物質、死の灰というんですか、を抱えておりますが、それをどんな事態が起きても閉じ込めておく、完全な技術は存在しません。一たび大量の放射能が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲で将来にわたっても影響を及ぼします。このよ

うな原発を世界有数の地震国、津波国である我が国に集中的に建設することは、危険きわまりないことであります。日本に立地している原発で、大地震、津波に見舞われる可能性がないと断言できるものは一つもありません。四国電力の伊方原発も、中央構造線の真上に位置しており、極めて危険な原発の一つであります。

福島第一原子力発電所の事故によって、歴代政府が安全神話にしがみつき、市民団体や繰り返し警告をそれを無視して安全対策をとらなかったことが、どんなに深刻な結果をもたらすかも明瞭になりました。さらに、やらせ発言の問題で、安全宣伝の欺瞞性も明らかになりました。原子力安全・保安院が行った愛媛県伊方町でのプルサーマルシンポジウムでも、やらせ発言が行われていたことが明るみに出ました。原発を規制する側のはずの原子力安全・保安院が、危険なプルサーマルを推進する立場で、四国電力とともに、少数を多数に見せかける世論操作を行い、偽りの安全宣伝を行っていたのです。こうした事実が明らかになった今、国や四国電力が安全だと言っても、だれが信用することができるでしょうか。今こそ、原発からの撤退と自然エネルギーの転換が求められていると思いますが、それについて伊方原子力発電に対する市の考え方はどうでしょうか。

○議長（吉田 正君） 理事者、答弁。

（14番池光正男君「市長でも部長でも結構です」と呼ぶ）

井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 池光議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、原子力発電にかわるエネルギー施策について、伊方原子力発電に対する市の対応ということでございます。

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機といたしまして、我が国のエネルギー政策そのものを見直す必要性が議論をされており、去る8月26日には電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が成立をいたしました。

太陽光や風力、小水力などの再生可能エネルギーは、地球温暖化対策やエネルギーセキュリティ向上のみならず、関連産業のすそ野が広いことや、地域経済との関係が大きいことなどの特色を持ち、今後において高い経済効果や雇用効果が期待されるエネルギーでございます。

本市においても、国や県との連携を図りながら、情報収集に努め、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

現状におきまして、原子力発電は、日本の総発電電力量の3割近くを占めております。

四国電力におきましても、伊方原子力発電への依存度は高く、総発電量の約4割を占めているところでございます。このような状況の中、現時点において原子力発電をすべて即時に停止することは、電力の安定供給の観点からも困難であります。原子力発電については、再生可能エネルギー等の代替エネルギーが確保できるまでは、安全性の確保を最重点に置きながらの運用を図るべきと考えておるところでございます。伊方原子力発電所に関しても、このような方向で対応をすべきと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） やむを得ないという答弁でなかろうかと思えますけれども、代替エネルギーができるまでと、そういうときまではやむを得ないということでしょうけれども、一度起きたら、人間社会に、このようにほかに類のない異質の危険になる。現在の原発というのは、技術は一体社会的に許容できる技術なのか、そのことが真っ正面から問われると言わなければならないわけであります。今の原発技術というのは、先ほど申し上げましたけれども、本質的には未完成で危険なものである。現在の原発技術は、本質で未完成で危険なものだということであります。今開発されているどんな形の原子炉も、核エネルギーを取り出す過程で莫大な放射性物質、死の灰を生み出します。1,000万キロワットの原発が1年間稼働すると、広島型原爆1,000発分を超える死の灰がたまりまます。そして、この莫大な死の灰を、どんな事故が起こっても、原子炉の内部に安全に閉じ込める手段を人類は手に入れておりません。わずか30年余りの間に、そのことはそれぞれの条件や原因の異なるもの、スリーマイル島原発事故1979年、チェルノブイリ原発1986年、それで福島原発事故2011年と、人類が3回もの重大な事故を体験したという事実そのもので証明されております。原発が、その中に巨大な死の灰を抱え、それを閉じ込める保証がない。ここにこそ、原発の持つ重大な危険性の本質があります。

加えて、現在我が国のほとんどが使われている原発で、軽水炉という原子炉には、固有の弱点があります。軽水炉の仕組みは、運転中はもちろん、運転後であっても、冷却水で炉心を冷やし続けることによって、辛うじて安定が保たれているというものであり、冷却水がなくなると、わずかな時間で炉心が溶け、コントロール不能に陥ってしまいます。すなわち、冷却水がなくなった場合には、それを解決して、原子炉を安定な方向に向けていく原子炉としての固有の安定性を持っておりません。こうした軽水炉の構造上の問題は、スリーマイル島原発事故や、これが現実となっております。そういうことで、使用済核燃

料を後始末する方法がない、全く見つけ出されていないことも、現在の原発技術の持つ重大な弱点であります。

政府は、青森県六ヶ所村に建設した再処理工場に全国の原発で生じた使用済核燃料を集め、再処理、再利用する計画でございましたが、この施設は、原発以上に技術的に未完成で危険なもので、実際に多くの事故を起こし、稼働するめどがいまだに立っておりません。その結果生まれる高レベルの放射性廃棄物をどう処理するかについて、だれもその答えを持っておりません。再処理工場が稼働せず、処理工場の中の貯蔵プールに貯蔵されている使用済核燃料はほぼ満杯であります。原発で生じた使用済みの核燃料は、それぞれの原発の貯蔵プールに貯蔵されておりますが、あと数年で満杯になります。使用済核燃料の貯蔵プールも冷却し続けることが必要であり、それでできなくなったときには、放射能汚染の発火点になることは、福島原発事故で示されたとおりであります。そういうふうに、原子力発電というのは、つくってはならないものであります。それをわざわざ平和利用とか、安全だとか宣伝して、こういうふうにつくられたものであります。そういうことで、私は、こういった原子力発電には、なくす以外にないと思います。

続きまして、2点目の項なんですけれども、原子力発電にかわるエネルギー政策についての自然エネルギーの活用ということで、阿波市において施策があれば、答弁していただきたいと思っております。

○議長（吉田 正君） 井内市民部長。

○市民部長（井内俊助君） 池光議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、原子力発電にかわるエネルギー政策について、水力、風力、地熱、太陽光などの自然エネルギーの活用について、阿波市においての施策があればとのことでございます。

この件に関しましては、昨日の吉川議員の代表質問でもお答えをいたしました。国においては再生エネルギー関連法案を成立させ、太陽光、風力、小水力等の再生可能エネルギー発電を推進する姿勢を見せております。また、徳島県も新エネルギーの普及促進を重点課題として取り組みを進めており、自然エネルギー普及拡大に向けた政策提言を行っているほか、去る8月25日には、県と県内24市町村における連絡協議会が発足し、情報の共有化や意見交換を図っております。県の資料によりますと、徳島県は日照時間が長く、天候がいいことや、非常に小水力などの自然エネルギーに恵まれておりまして、特に太陽光の賦存量については、全国的に見ても高いものとなっております。

また、本市におきましては、諸条件から見まして、太陽光が最も有力な再生可能エネルギーであると考えております。現在の市の施策といたしましては、個人住宅用太陽光発電システム設置に対する補助事業を実施しているほか、公共施設への設置として、伊沢小学校、吉野中学校、市場中学校、土成中学校に太陽光発電施設を設置しておりまして、今後においてもこうした事業には引き続き取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、メガソーラー等の事業についても、県と県内24市町村で設置した連絡協議会等を通じて、情報の収集、発信を行いながら、再生可能エネルギーへの取り組みが地域振興にもつながるような可能性について研究していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 部長のほうから答弁をいただきまして、自然エネルギーの大きな可能性ということで、やっていかなければならないと思います。

日本の自然エネルギーは、大きな可能性を持っております。現在の技術水準や社会的な制約なども考慮し、実際のエネルギーとなり得る資源量、エネルギー導入ポテンシャルというんですか、は、太陽光、中小水力、地熱、風力だけでも20億キロワット以上と推定されています。これは、環境省のデータ、調査によるものです。日本にある発電設備の電力供給の約10倍、原発54基分の発電能力の約40倍です。原発の発電能力は、全体では4,885万キロワットであります。太陽電池パネルを全国的規模で公共施設や工場、耕作放棄地などの未利用地に設置すれば、1億から1億5,000万キロワット、海上風力発電では6,000万から16億キロワットの導入があると推定されています。この豊かな可能性を現実のエネルギーとして実用化する取り組みを進めたらいいと思います。

原発を2022年までに全廃することにしたドイツでは、発電に占める自然エネルギーの割合を現在の16%から2020年までに35%、そして2050年までに80%にするエネルギー基本計画を閣議決定をしております。日本の自然エネルギーの技術は世界でも先進的なものであり、日本の技術を使って、日本よりもはるか進んだ自然エネルギーの取り組みを行っている国も少なくありません。今後、5年か10年間の間に、総発電量の25%を占める原発をゼロにし、自然エネルギーへの置きかえと低エネルギーの社会への取り組みで、総発電量の2から3割程度を自然エネルギーにという目標は、日本の技術の

水準から見ても、世界の国々の自然エネルギーへの取り組みから見ても、決して不可能なことではありません。

日本の問題は、電力需要も温室効果ガス対策も、原発に依存し続けてきた政治のおくれにあったと私は思います。この5年間に、原子力対策には2兆円以上の税金がつき込まれました。自然エネルギーは、わずか6,500億円にも達していません。予算計上でも、重点施策として産業界、学会など、民間との協力体制も協力するなど、国を挙げて取り組んでいかなければならないと思います。

参考のために、まちおこしとして、太陽光、小水力、木質バイオマス、風力などの自然エネルギー開発を進めている、電力自給率27%をさらに高めようとしている高知県梶原町や岩手県葛巻町のような先進例も生まれているわけであります。そういうことで、阿波市も可能な限り、そういうことで施策として進めていただきたいと思います。

この件は、これで結構です。

最後にでありますけれども、市場町上喜来地区山林における開発が行われておりますけれども、法令に基づいてやられているかどうか、非常に市民の皆さん方が心配されておりますので、どのような経過であるか、担当部のほうで答弁していただきたいと思えます。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 池光議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

市場町上喜来地区山林における開発が行われているが、法令に基づいてやられているのかどうかと、市民が非常に心配をしているというふうなご質問でございます。このご質問につきましては、内容が畜産業というふうな話も一部出ておりますので、産業経済部のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

それで、市場町上喜来において、現在整備が行われている土地につきましては、個人の山林でございます。古くにはミカンが栽培をされており、その後長い間栽培は行われておりませんでした。事業者に聞きますと、ミカン山の跡を現在整地をしているとのことであります。今後の方針については、現在検討中であるということでありました。

ここでの行為につきましては、徳島県でも確認がされております。法などの定めに従い、適切に処理するよう指導されているということでございます。

市といたしましては、所有者からの相談や計画が出てきた時点で、その内容や規模に応

じ、道路また環境など、さまざまな観点から検討したいというふうに考えておるところで  
ございます。

なお、今後の利用計画の内容によりましては、市を通じて県に提出をいたします徳島県  
土地利用指導要綱に基づく申請、あるいは市においては、阿波市開発事業の調整に関する  
条例に基づき開発審議会の審議が必要になってまいると考えております。

違法な開発などが発生しないよう注視し、法に基づき適切な指導を行ってまいりたいと  
いうふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、部長のほうから答弁をいただきました。答弁の中で、徳島  
県においても確認しており、法の定めに従い、適切に処理するよう指導していますという  
ことですから、これは恐らく法的に問題があるような答弁だと思います。そういうことで  
あれば、早急に善処していただきたい。

地元では、あの山を住専山と呼んでおります。環境を守る、そして地域住民に不安を与  
えない、その立場からも、行政指導もあってしかるべきでないかと思えます。法令遵守、  
条例に反しない、市民に迷惑をかけない、そういったことで市当局も監視をしていただき  
たいと思えます。

以上、これをもちまして5点質問が終了いたしました。そういうことで、終わりたいと  
思います。

○議長（吉田 正君） これで14番池光正男君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第 85号 平成22年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定につい
て

日程第 3 議案第 86号 平成22年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決
算認定について

日程第 4 議案第 87号 平成22年度阿波市老人保健特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第 5 議案第 88号 平成22年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第 6 議案第 89号 平成22年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算認定について

- 日程第 7 議案第 90号 平成22年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 91号 平成22年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 92号 平成22年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第 93号 平成22年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第 94号 平成22年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第 95号 平成22年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第 96号 平成23年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第 97号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第 98号 平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第 99号 平成23年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第100号 阿波市ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第101号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第102号 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第20 議案第103号 阿波市土柱休養村温泉の指定管理者の指定について

○議長（吉田 正君） お諮りいたします。

次に、日程第2、議案第85号平成22年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20、議案第103号阿波市土柱休養村温泉の指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております各案件は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会、決算審査特別委員会委員長におかれましては、第3回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開会され、付託案件について審査をされますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、20日火曜日の本会議は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、20日火曜日の本会議は休会とすることに決定いたしました。

次回の日程を報告します。

20日午後1時より庁舎建設特別委員会、21日午前9時30分より決算審査特別委員会、22日午前10時より総務常任委員会、26日午前10時より文教厚生常任委員会、27日午前10時より産業建設常任委員会です。

なお、次回本会議は、30日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時28分 散会